

第2次安来市自死対策計画

～誰も自死に追い込まれることのない安来市を目指して～

令和6年3月

安 来 市

はじめに

全国における自死者数は、平成10年以降年間3万人を超える状況が続いていましたが、平成18年に「自殺対策基本法」が施行されて以降、自死対策が総合的に推進されたことにより、減少してきました。しかし、依然として2万人を超えており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響などで自死の要因となりうる様々な問題が悪化したことなどにより、総数が11年ぶりに前年を上回りました。

島根県では、平成19年度に「島根県自殺総合対策連絡協議会」を設置し、「島根県自殺対策総合計画」を策定しました。平成24年度には、自死遺族の心情に配慮し、法令用語などの一部の例外を除き「自殺」に代えて「自死」を使用することとし、計画の名称も「島根県自死対策総合計画」に改め、関係機関・団体が連携して総合的な自死対策の推進に取り組んできた結果、近年の島根県の自死者数は減少傾向にありますが、依然として、毎年100人を超える方が自ら命を絶っています。令和4年から島根県の計画見直しを進め、協議を踏まえながら令和5年に新たな「島根県自死対策総合計画」が策定されました。

本市においても、平成23年度に「自死対策会議」及び「自死対策庁内連絡会議」を設置し、庁内関係部署及び関係機関・団体と連携を図り対策に取り組んでまいりました。平成30年度には「安来市自死対策計画」を策定し、さまざまな分野の関係者との連携等により、計画の数値目標である自死者数、自殺死亡率とも減少してきました。

令和6年度以降、第2次計画に基づいて自死は防ぐことのできる社会的な問題であることを踏まえ、引き続き「誰も自死に追い込まれることのない安来市」の実現を目指し、関係者また市民と共に取り組んでまいります。

終わりに、この計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました安来市自死対策会議委員の皆様をはじめ、日頃より自死対策の推進にご理解とご協力をいただいております市民の皆様には心から感謝申し上げます。

令和6年3月

安来市長 田中 武夫

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 他の計画との整合性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
6. 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 安来市における自死の現状

1. 自死の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 現状のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
3. これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
4. 取り組むべき課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第3章 安来市における今後の自死対策

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
2. 施策の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
3. 3つの「重点施策」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (1) 労働者・経営者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (2) 高齢者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (3) 生活困窮者及び無職者・失業者対策・・・・・・・・・・・・ 22
4. 5つの「基本施策」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (1) 地域におけるネットワークの強化・・・・・・・・・・・・ 26
 - (2) 自死対策を支える人材の育成・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (3) 市民への啓発と周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (4) 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育・・・・・・・・・・・・ 33
5. 生きる支援関連施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第4章 安来市の自死対策推進体制

1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
3. 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第5章 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

「自殺」と「自死」の表記について

安来市では平成26年3月10日から「自殺」の「殺」の表記について、遺族、未遂者などの尊厳を傷つけることがあることなどから、「自殺」を「自死」に改めています。ただし、法令等の名称やそれに規定されている用語、統計用語等は除外としています。

第1章 計画策定にあたって

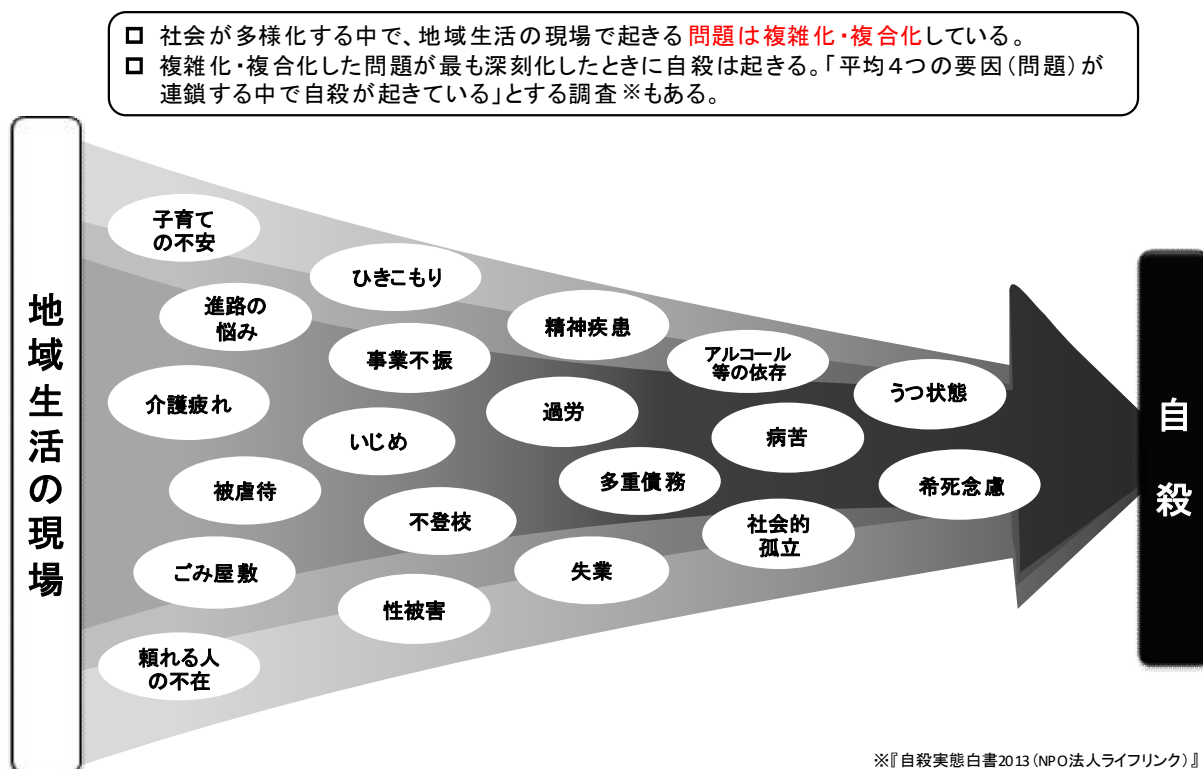
1. 計画策定の趣旨

自死は、その多くが追い込まれた末の死です。自死の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自死に追い込まれるという危機は「だれにでも起こり得る危機」です。

そのため、自死対策は「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やす取組を行い、まさに「生きることの包括的支援」として推進することが重要です。包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

さらに、自死対策は、社会全体の自死リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」それぞれのレベルにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築し、「誰も自死に追い込まれることのない安来市」の実現を目指します。

(自死の危機要因イメージ図)



2. 計画の基本認識

(1) 自死は、その多くが追い込まれた末の死である

自死は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自死に至る心理は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自死以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と捉えることができます。

自死行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあたり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

自死は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自死は、その多くが追い込まれた末の死」ということができます。このことを社会全体で認識するよう改めて徹底していく必要があります。

(2) 年間自死者数は減少傾向にあるが、自死者数を減らす取組を継続して実施する

安来市の自死者数は、平成14年以降15人前後で推移していましたが、徐々に減少傾向となっています。平成27年度には「安来市自死対策行動指針」を策定し、ゲートキーパー^(※1)養成講座等による人材育成、相談窓口の周知など早期支援につながるよう対策を実施してきました。

また平成30年度には「安来市自死対策計画」を策定し、地域の実情に応じた取組を関係機関・団体とともに推進してきました。

令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で全国的に自死者が増加し、安来市でも増加しました。自死者数は減少傾向にありますが、依然として毎年かけがえのない命が自死に追い込まれており、引き続き、自死者数を減らす取組を実施していく必要があります。

※1 ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進する

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じています。その中で自死につながりかねない問題が深刻化するなど、今後の影響については確定的なことは分かっていないため、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の自死への影響について情報収集し、影響を踏まえた対策を講じていく必要があります。

3. 計画の位置づけ

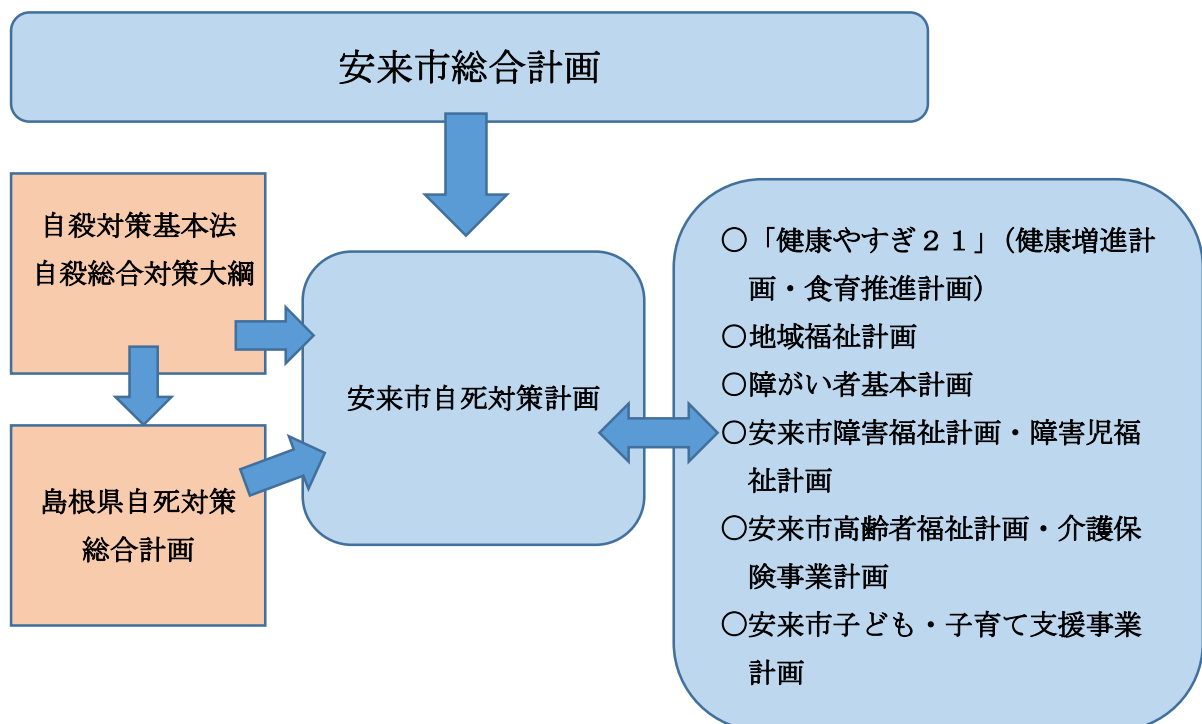
この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定される市町村自殺対策計画とします。

(参考) 自殺対策基本法第13条第2項

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

4. 他の計画との整合性

上位計画である「安来市総合計画」をはじめ、「障がい者基本計画」「健康やすぎ21」（健康増進計画・食育推進計画）等、関連する他の計画との整合性にも配慮して進めていきます。



また、自死対策は、社会全体の自死リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開していくことから、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。このことから、本計画の推進は、SDGsの目標達成に資するものとして位置づけられます。

(参考) SDGs (持続可能な開発目標)

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

5. 計画の期間

国の自殺総合対策大綱の見直し期間に合わせ、この計画の期間を令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5年間とします。

6. 計画の数値目標

平成30年度に策定した安来市自死対策計画の目標は達成しておらず、引き続き令和10年までに自死者数5人以下、自殺死亡率^(※2)13.8以下になることを目標とし、各種事業・取組を推進します。

※2 自殺死亡率：人口10万人当たりの自死者数

【安来市数値目標】

	基準値 (平成29年～令和3年) (2017年～2021年)	目標値 (令和6年～令和10年) (2024年～2028年)
自死者数 (5年間の年間 平均自死者数)	5.8人	5人以下
自殺死亡率 (人口10万人対)	15.6	13.8以下

(参考) 国の目標

先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。

平成27年 18.5 目標：令和8年 13.0以下

(参考) 島根県の目標

令和8年までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて40%以上減少させ、国と同じ目標値である13.0以下を目指します。

平成27年 22.9 目標：令和8年 13.0以下

第2章 安来市における自死の現状

自死の統計については、人口動態統計および自殺総合対策推進センターの地域自殺実態プロフィールに基づいています。自死者数の推移(図1)は直近の推移を示すため令和5年(暫定)までを掲載していますが、その他のグラフについては令和3年までのデータで現状分析しています。

1. 自死の現状

(1) 自死者数の推移

安来市の自死者数は、15人前後で推移していましたが、平成24年以降は10人を下回りました。平成29年以降は令和2年を除き5人前後で推移していましたが、令和4年、5年(暫定)は増加傾向にあります。男性は平成24年以降は7人以下で推移していましたが、平成29年以降は6人以下になっています。女性は4人以下で横ばいの状況です。

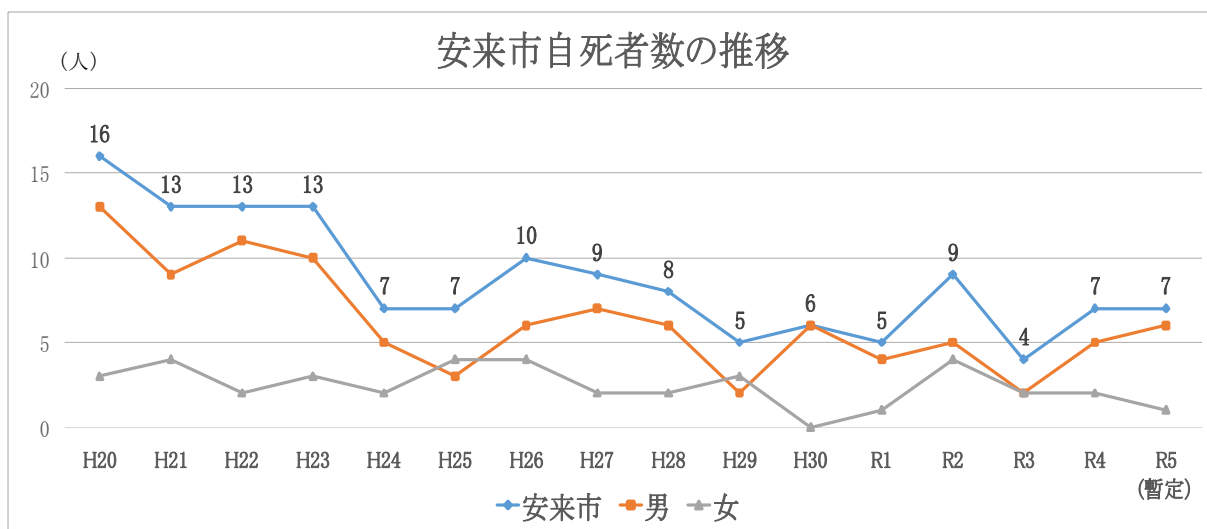


図1. 安来市自死者数の推移

「人口動態統計」

(2) 自殺死亡率の推移

人口10万人当たりの自死者数を表す自殺死亡率は、国や県と比べ高い傾向にありましたが、平成29年以降は令和2年を除き低い傾向にあります。

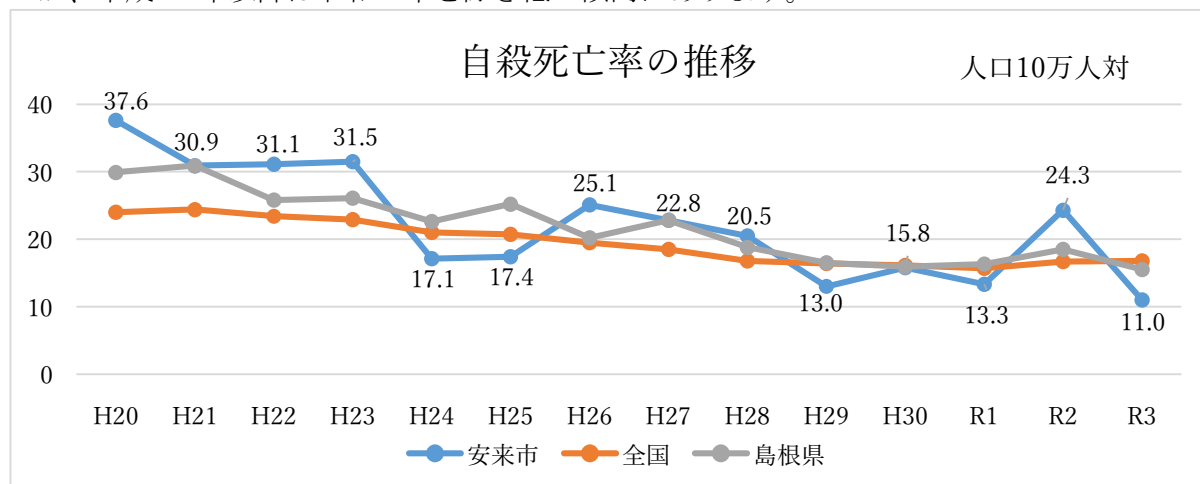


図2. 自殺死亡率の推移

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

(3) 性別の特徴

自死者数は、平成29年から令和3年までの合算で見ると、5年間で合計29人でした。性別割合は、男性19人(65.5%)、女性10人(34.5%)でした。県と比較し、女性の割合が多いです。

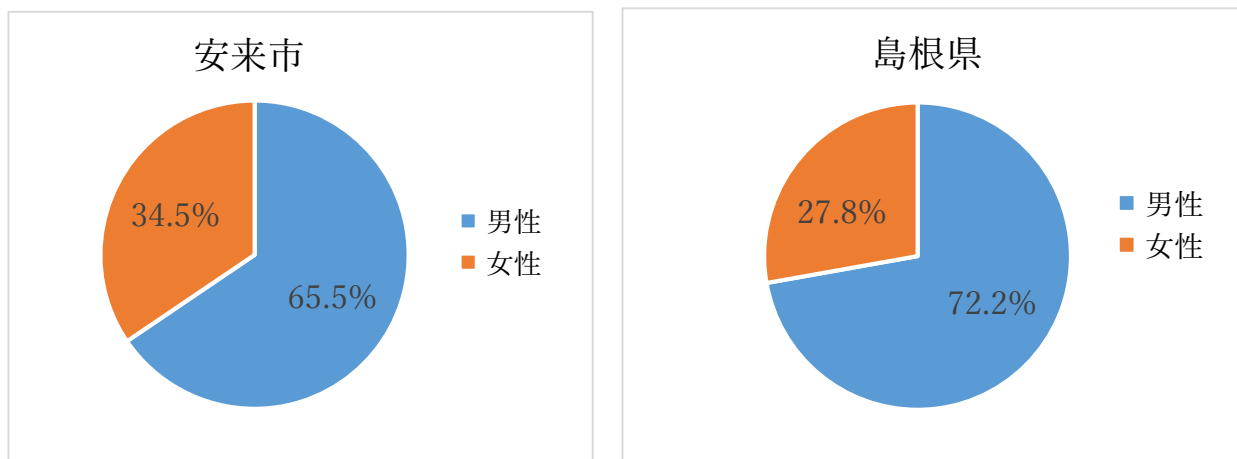


図3. 性別自死者割合 (H29～R3 合計)

「人口動態統計」

(4) 年齢階級別の自死者割合

自死者に占める割合を男女別年齢階級別にみると、安来市の男性は40～64歳(壮年期)、65～74歳(前期高齢者)の階級で島根県より高く、女性は75歳以上(後期高齢者)の階級で顕著に島根県より高いです。

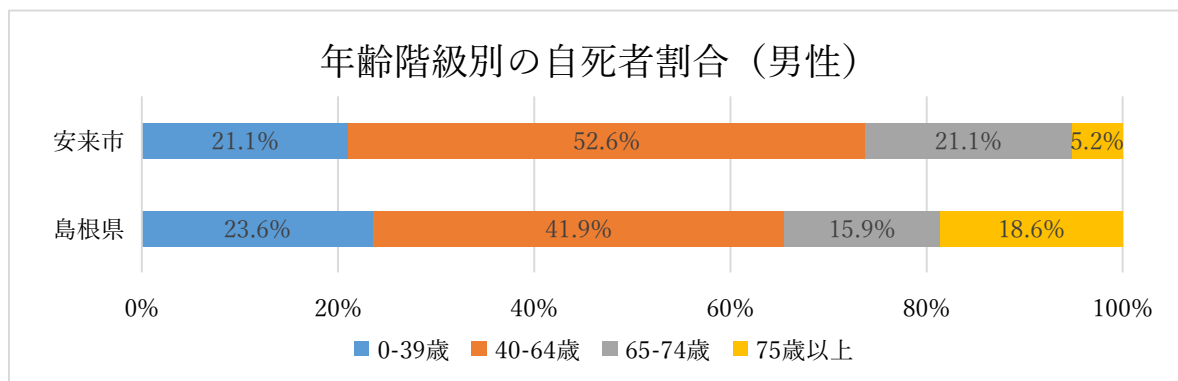


図4. 年齢階級別自死者割合 (H29～R3) (男性)

「人口動態統計」

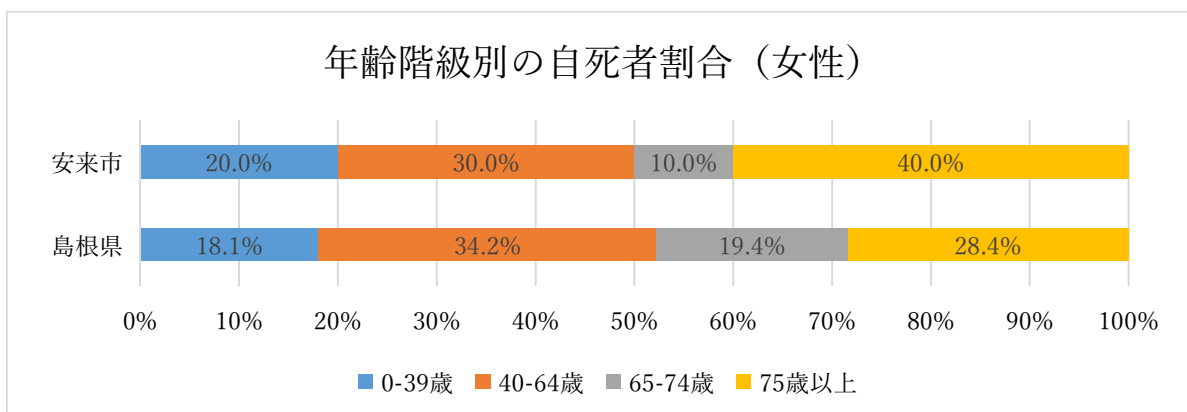


図5. 年齢階級別自死者割合 (H29～R3) (女性)

「人口動態統計」

(5) 性別自死者の変化（10年ごとの比較）

安来市の自死者の変化をみると、平成14年～平成23年（前期）、平成24年～令和3年（後期）の比較において、男性は約半数の減少があり、女性は大幅な減少は見られませんでした。減少数の大きかった男性の自死者についてさらに図7で示すと、男性では50代が22人減少しています。次いで減少数が多いのは40代の11人、60代の10人でした。H14～H23年は「バブル崩壊」や「日本経済失われた20年」の時期にあたり、影響があった可能性もあります。H24～R3はほとんどの年代で減少傾向にありました。

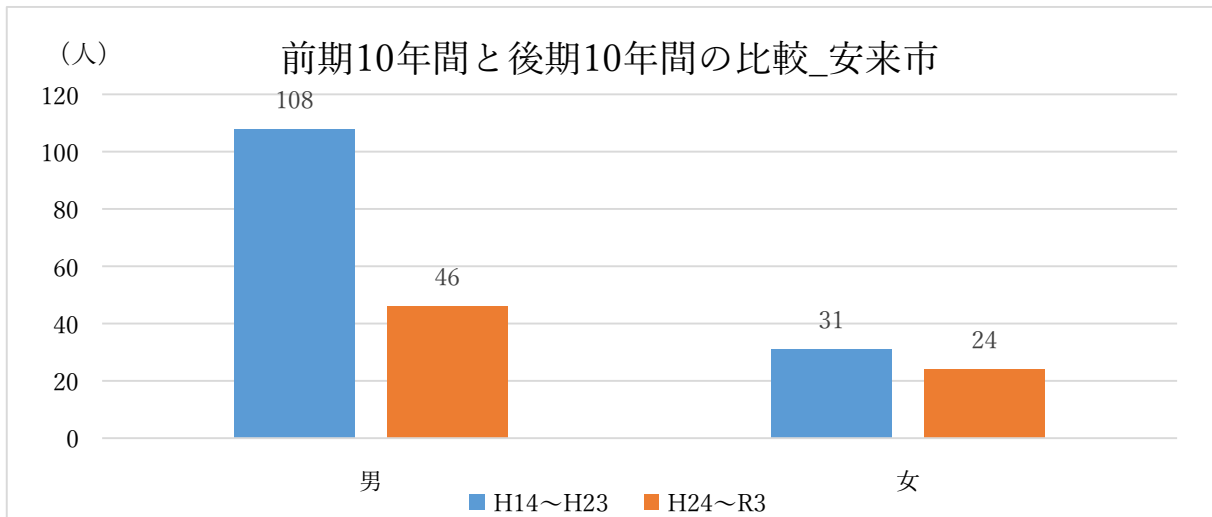


図6. 性別自死者の変化（10年ごとの比較）

「人口動態統計」

H14～H23 10年間とH24～R3 10年間の自死者の年齢階級別増減

【安来市男性】

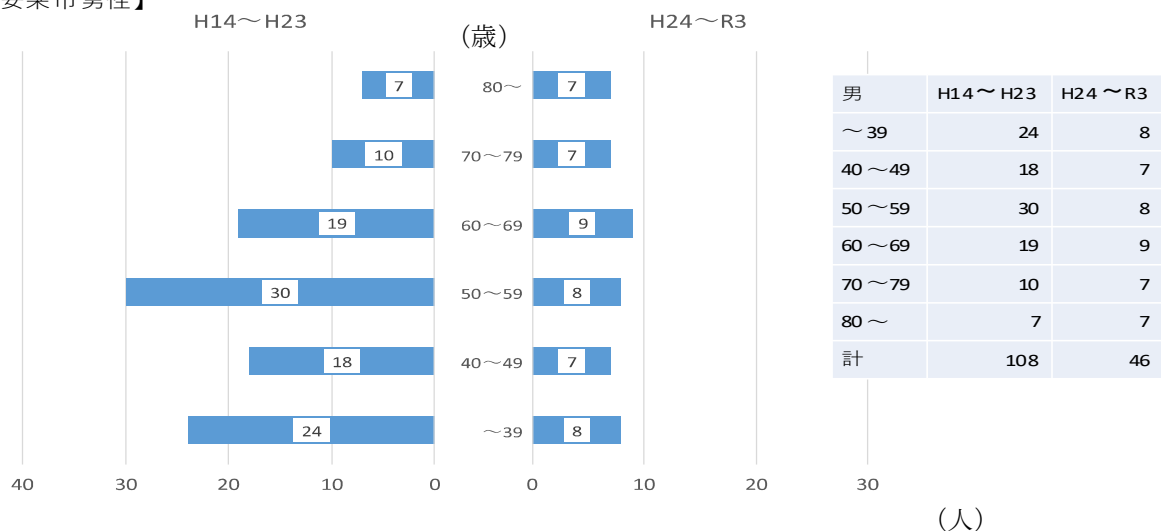


図7. 男性自死者の年齢階級別増減（男性 10年ごとの比較）

「人口動態統計」

(6) 年齢階級別の自殺死亡率

年齢階級別の自殺死亡率をみると、安来市の男性は国、島根県と比較し40～64歳（壮年期）、65～74歳（前期高齢者）の階級で高い傾向にありますが、75歳以上（後期高齢者）で顕著に低い傾向でした。安来市の女性は国、島根県と比較し、75歳以上（後期高齢者）で高い傾向でした。

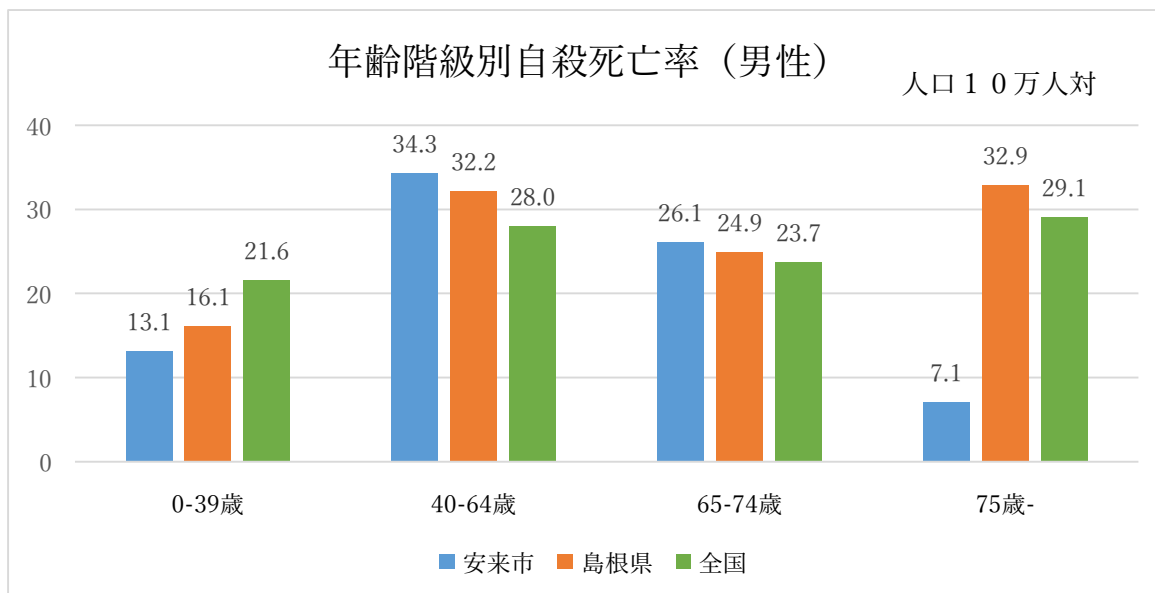


図8. 年齢階級別自殺死亡率（H29～R3）（男性）

「人口動態統計」

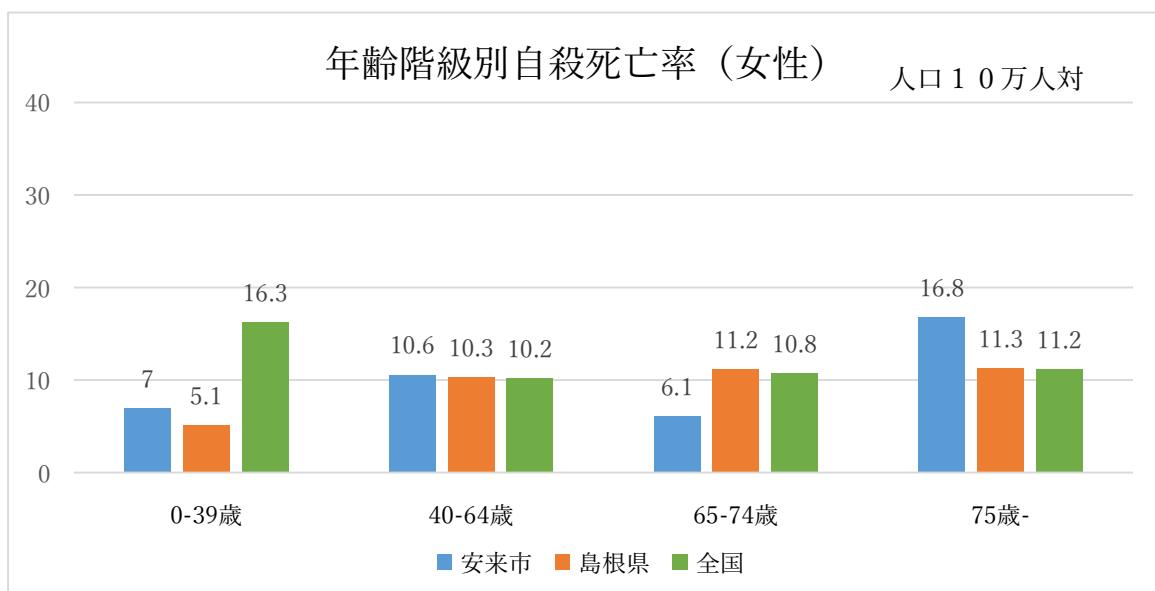


図9. 年齢階級別自殺死亡率（H29～R3）（女性）

「人口動態統計」

(7) 職業別の特徴

安来市の自死者数のうち、有職者は男女合計で48.4%でした。H24～H28の合算と比較し、有職者の割合が男女とも増加しています。有職者の内80%の人が、被雇用者・勤め人です。

安来市内の事業所の状況は、1,676か所の97%が従事者数50人未満の事業所であり、従事者15,339人の59%が50人未満の事業所で働いています。(H28 経済センサス-基礎調査)

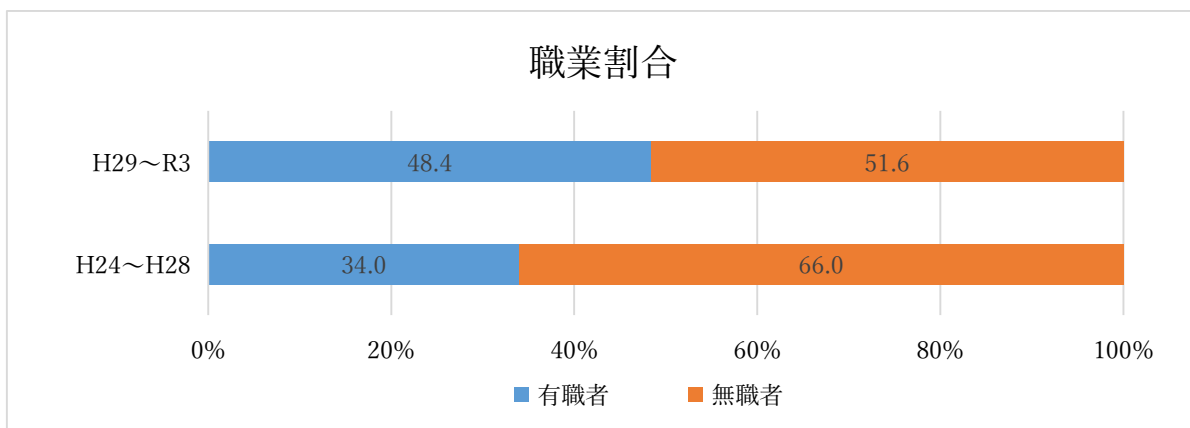


図10 職業割合 (H24～H28、H29～R3各合計)

自死総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2017、2022)」

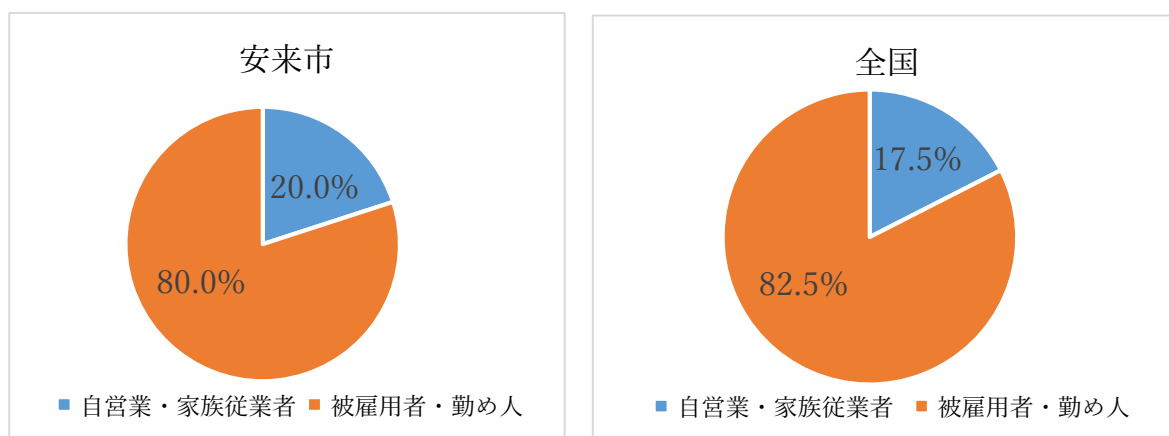


図11 有職者の内訳 (H29～R3合計)

自死総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

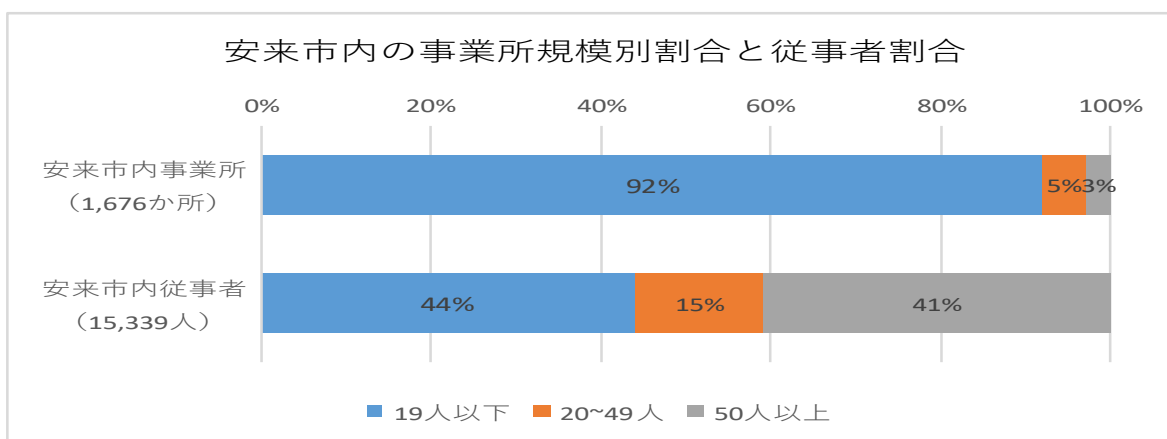


図12 地域の事業所規模別事業所/従業者割合 (H28 経済センサス-基礎調査)

自死総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

(8) 同居人の有無

安来市の自死者の80.6%が同居人ありの人でした。安来市のH24～H28の合算と比較し、同居なしの割合が増加しています。

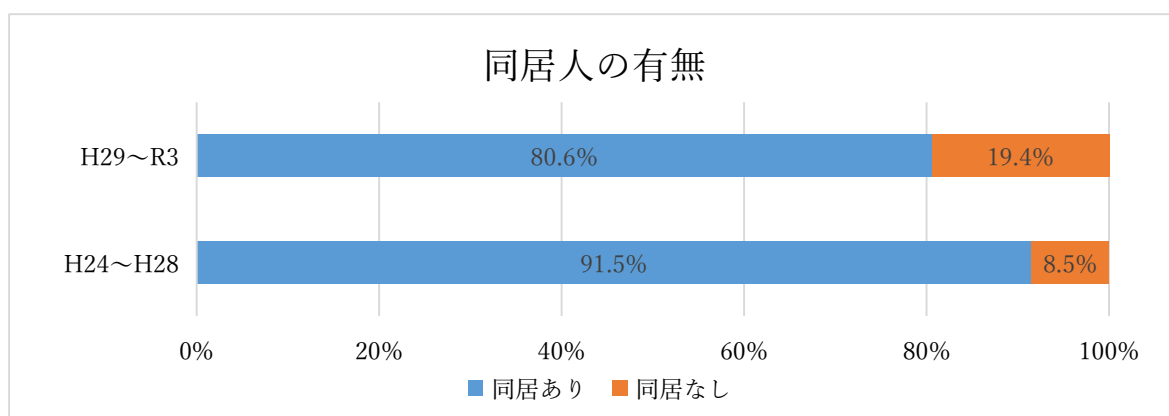


図13 同居人の有無 (H24～H28、H29～R3各合計) 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017、2022)」

(9) 自死の原因

安来市の自死者の原因・動機について、自殺者統計(3つまで複数計上)によれば5年間の累計で見ると、第1位 健康問題(42.9%)、第2位 家庭問題(9.5%)、第3位 経済・生活問題(7.1%)でした。

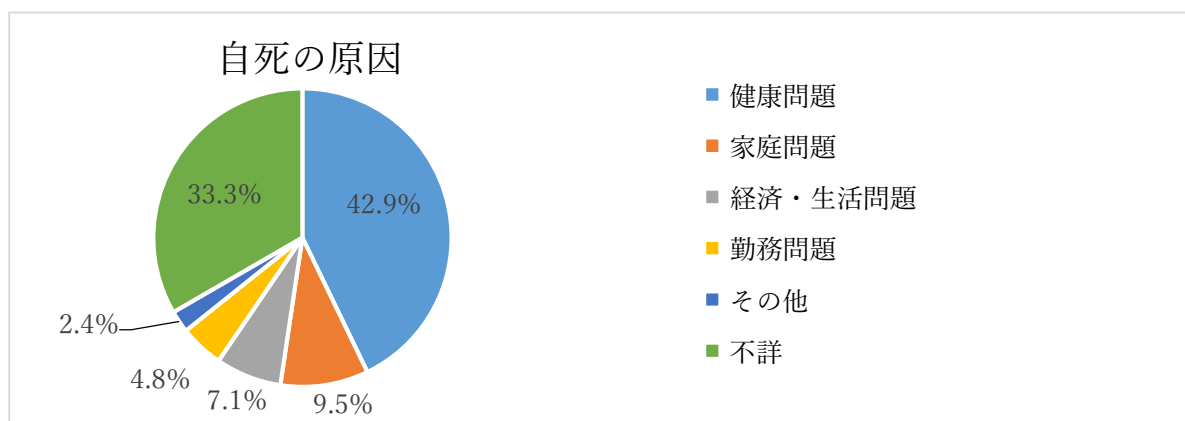


図14 自死の原因・動機 (H29～R3合計) (自殺者統計) 地域における自殺の基礎資料(厚生労働省自殺対策推進室)

2. 現状のまとめ

- ・自死者数は、令和2年を除き減少傾向。男性はやや減少し、女性は横ばい。
- ・自死者数の内訳は、男性が65.5%、女性が34.5%。
- ・自殺死亡率は男性は国、島根県と比較し40～64歳、65～74歳の階級で高い傾向にあるが、75歳以上で顕著に低い。女性は国、島根県と比較し、75歳以上で高い。
- ・職業別には、有職者、無職者はそれぞれ約半数。
- ・自死者の8割が同居人があり、2割に同居人がない。
- ・自死の原因は、「健康問題」が最も多く、「家庭問題」、「経済・生活問題」と続く。

3. これまでの取組

平成 30 年度に策定した「安来市自死対策計画」において下記の 3 つの重点施策と 5 つの基本施策を掲げ、取り組んできました。それぞれの評価項目と達成状況を記載していますが、目標に達成していない項目も多くありました。新型コロナウイルス感染症拡大により社会生活等に制限がかかるなど大きな変化があり、この間十分な取組が実施できない時期が長く続いたことが、今回の評価に大きく影響していると考えられます。

1) 3 つの重点施策

①高齢者の自死対策の推進

- ・高齢者とその支援者に対して、支援先情報の周知を図る
- ・支援者に対する「気づき」の力を高める
- ・高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進する
- ・支援者への支援を強化する

②生活困窮者支援と自死対策との連動性の向上

- ・生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」を強化する
- ・支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組を推進する
- ・他分野の関係機関が連携・協働する基盤を整備する

③勤務問題にかかわる自死への対策の推進

- ・勤務問題による自死リスクの低減に向けて、相談体制を強化する
- ・勤務問題の現状に関する啓発や相談先の周知を進める
- ・健康経営^(※3)に資する取組を推進する

※3 健康経営とは、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても、大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。(NPO法人健康経営研究会の登録商標)

【重点施策に関する目標及び達成状況】

達成状況 A: 達成 B: 目標に達していないが改善傾向 C: 未達成

評価項目	参考値 平成 29 年度 (2017 年度)	現状値 令和 4 年度 (2022 年度)	目標 令和 5 年度 (2023 年度)	達成状況
認知症サポーター ^(※4) 養成講座受講者数(累計)	3,581 人	4,812 人	増やす (R3 年度 5,000 人) (第 7 期安来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画目標)	B
ミニサロン・ミニデイサービスの参加者数 (年間延べ人数)	11,825 人	7,447 人	増やす (R2 年度 17,000 人) (第 7 期安来市高	C

			齢者福祉計画・介護 保険事業計画目標)	
生活困窮者自立相談支援機関における新規相談件数	71 件/年	45 件/年	100 件/年 (前年度より 1 割以上増加) ※生活困窮者を相談機関につなぐことは自死予防につながるという観点で増加を目標とする	C
ゲートキーパー養成講座受講団体数	3 団体/年 (42 名)	実施なし	増やす	C

※4 認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

2) 5つの基本施策

- ①地域におけるネットワークの強化
 - ・地域におけるネットワークの強化
 - ・特定の問題に関する連携・ネットワークの強化
- ②自死対策を支える人材の育成
 - ・自死対策の関係者を対象とした研修の実施
 - ・一般市民を対象とした研修
- ③市民への啓発と周知
 - ・リーフレット等啓発グッズの作成と周知
 - ・市民向け講演会やイベント等の開催
 - ・各種メディア媒体を活用した啓発活動
- ④生きることの促進要因への支援
 - ・自死のリスクを抱える可能性のある人への支援
 - ・自死未遂者への支援
 - ・遺された人への支援
 - ・支援者への支援
- ⑤児童生徒の SOS の出し方に関する教育
 - ・SOS の出し方に関する教育の実施に向けた体制の整備
 - ・SOS の出し方に関する教育に対する理解の促進
 - ・児童生徒からの SOS に対応する受け皿の整備

【基本施策に関する目標及び達成状況】

達成状況 A:達成 B:目標に達していないが改善傾向 C:未達成

評価項目	参考値 平成 29 年度 (2017 年度)	現状値 令和 4 年度 (2022 年度)	目 標 令和 5 年度 (2023 年度)	達成状況
自死対策庁内連絡会議	2 回/年	2 回/年	現状維持	A
自死対策会議	2 回/年	2 回/年	現状維持	A
心の健康についての 学習の場	10 回/年	18 回/年	増やす (健康やすぎ 2 1 目標)	A
ゲートキーパー養成講 座受講者数	42 名/年	実施なし	増やす (健康やすぎ 2 1 目標)	C
自死対策啓発キャンペ ーンでのリーフレット 等の配布	400 枚/年	300 枚/枚	増やす	C
世界自殺予防デーを知 っている人の割合(キ ャンペーンボードアン ケートから)	25.6%	52.6% (令和5年度実施分)	増やす	A
生活支援ボランティア 養成講座受講者数 (累計)	226 人	329 人	増やす (R2 年度 376 人) (第 7 期安来市高齢 者福祉計画・介護保 険事業計画目標)	B
家庭訪問率 (乳児家庭全戸訪問事 業・養育支援訪問事業)	98.0%	93.6%	100%	C

3) 生きる支援関連施策

重点施策、基本施策に盛り込まれないが、生きる支援に関連する庁内各部署における様々な事業を行いました。

4) 計画の数値目標の評価

前計画において、下記のとおり目標としていました。平成29年～令和3年の現状値は、基準値と比較し減少していますが、目標は達成していません。

達成状況 A:達成 B:目標に達していないが改善傾向 C:未達成

	基準値 (平成24年～ 平成28年) (2012年～ 2016年)	現状値 (平成29年～ 令和3年) (2017年～ 2021年)	目標値 (令和元年～ 令和5年) (2019年～ 2023年)	達成状況
自死者数 (5年間の年間 平均自死者数)	8.2人	5.8人	5人以下	B
自殺死亡率 (人口10万人対)	20.5	15.6	13.8以下	B

4. 取り組むべき課題

- ・自死対策は、社会における「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下させる方向で実施する必要があります。
- ・自死の問題は、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、周知するとともに、自死に対する誤った認識や偏見を払拭するための啓発を行うことが重要です。
- ・自死者や遺族のプライバシーに配慮しつつ自死の実態を把握し、市民への情報提供を行うとともに、実態把握の結果を事業に生かすことが重要です。
- ・自死対策に係る人材の確保、資質の向上を図るとともに、自死や自死関連事象に関する正しい知識を普及し、自死の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する必要があります。
- ・早期に相談できるような体制づくり、相談先の周知・啓発に努める必要があります。
- ・自死の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなぐ取組にあわせて、精神科医療につなぐだけでなく、医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高める必要があります。
- ・自死未遂者の再度の自死企図を防ぐための支援を行うとともに、自死未遂者を支える家族や身近な支援者への支援を充実する必要があります。
- ・相談ダイヤルや分かち合いのつどいなど、自死遺族が必要とする相談先や取組の周知が必要です。
- ・地域の自死対策を進める上で、民間団体の活動は不可欠であることから、民間団体への活動の支援や連携の強化を図る必要があります。

- ・働きざかり世代の自殺死亡率も多いことから、職場においてこころの健康づくりに取り組む環境づくりを進める必要があります、過労死、過労自死を防止するため、過重労働による健康障がい防止に向けた環境を整備する必要があります。
- ・高齢者の自死の割合および自殺死亡率が高いことから、高齢者の自死対策を推進する必要があります。
- ・様々な困難や不安を抱える女性を支援するため、女性特有の視点を踏まえた自死対策を講じていく必要があります。
- ・包括的に生きる支援を推進するために、様々な関係機関・団体が連携し、ネットワークを構築する必要があります。

第3章 安来市における今後の自死対策

1. 基本方針

安来市の自死の現状や課題を整理する中で、自殺総合対策大綱で国が示した6つの基本方針のもとに総合的な対策に取り組みます。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

自死は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であることを共通理解し、失業や多重債務、生活苦などの「生きる事の阻害要因」を減らす取組とともに、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きる事の促進要因」を増やす取組を行い、「生きる事の包括的支援」として自死対策を推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化した総合的な対策の展開

自死の危険性の高い人を早期に発見し、精神科医療につなぐための取組と併せて、自死の危険を高める経済や生活の問題、福祉の問題、家庭の問題などの様々な問題に包括的に対応するため、精神保健福祉のみならず介護や高齢者施策、学校教育などの各種施策の連動性を高めます。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自死対策は、個人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、包括的支援を行うための関係機関による連携を行う「地域連携のレベル」、法律や計画などの枠組みの整備などによる「社会制度のレベル」を一体的なものとして連動させ、総合的に推進します。

また、時系列的な対応として、自死の危険性が低い段階における啓発などの「事前対応」、現に起こりつつある自死の危険に介入する「危機対応」、自死や自殺未遂が生じてしまった場合などにおける「事後対応」など、それぞれの段階において施策を講じます。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自死に追い込まれる危機は誰にでも起こりうることであり、危機に陥った場合は、誰かに援助を求めることが必要であるという社会全体の共通認識を育成できるよう普及啓発する事が重要です。市民一人ひとりが、身近にいる自死を考えている人のサインに早く気づき、精神科医などの専門家につなぎ、見守っていけるよう、広報活動、教育活動に取り組んでいきます。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自死対策を通じて「誰も自死に追い込まれることのない安来市」を実現するためには、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民が連携・協働し、一体となって推進していきます。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、共有化した上で相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

(6) 自死者等の名誉及び生活の平穩への配慮

自死者及び自死未遂者や親族などの名誉及び生活の平穩に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないよう自死対策に取り組みます。

2. 施策の全体像

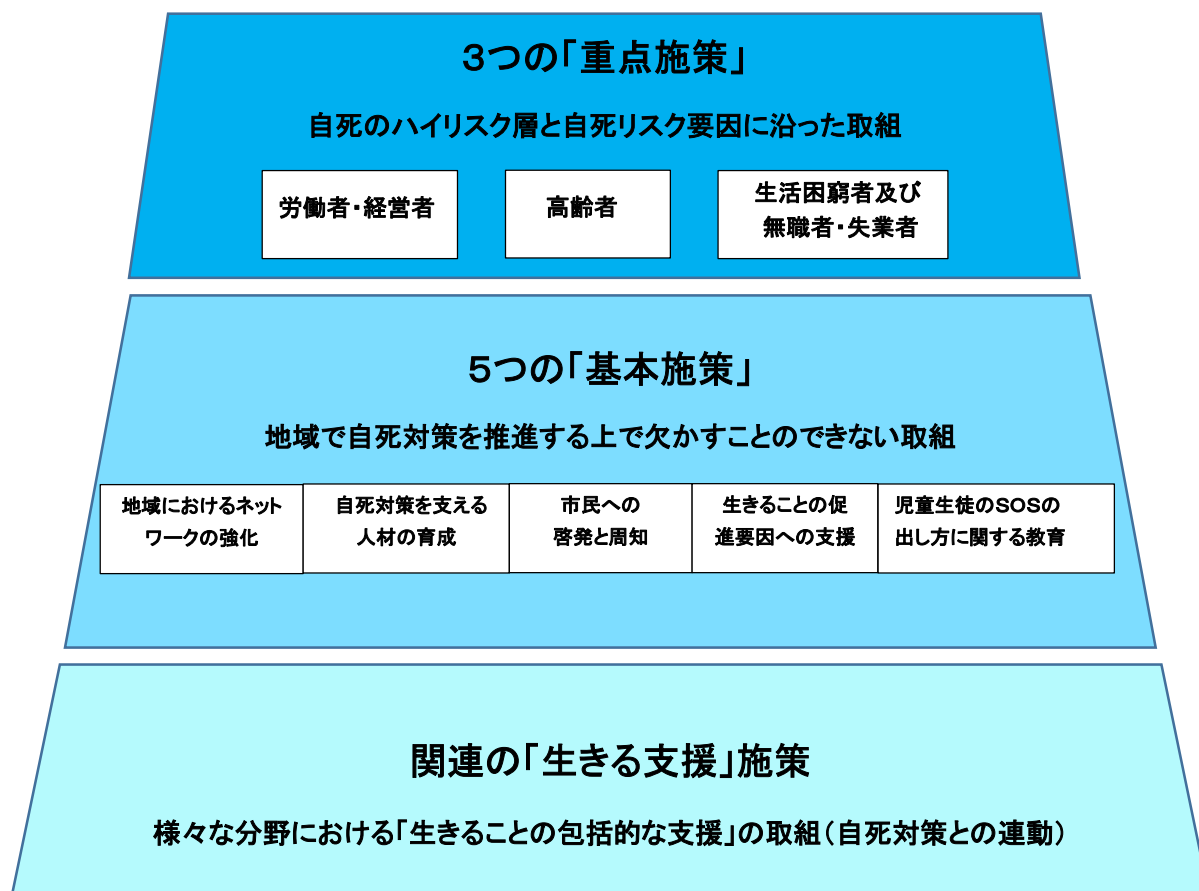
安来市の自死対策の取組と関連する生きる支援は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、安来市の自死の実態を踏まえた「重点施策」、そして、それ以外の関連する事業をまとめた「生きる支援」で構成します。

「基本施策」は、自殺対策総合大綱の重点施策および安来市の計画の基本方針を踏まえ、全国的に実施することが望ましいとされている「地域におけるネットワークの強化」や「自死対策を支える人材の育成」等地域で自死対策を推進していく際の基盤となる取組です。

一方で「重点施策」は、安来市における自死のリスク要因である生活問題や勤務問題、自死のハイリスク層である高齢者に焦点を絞り、取組をまとめています。行政の縦割りの壁を越えた様々な施策を提示しており、包括的な内容となっています。

最後に関連の「生きる支援」の施策は、安来市において既に行われている様々な事業を、「生きることの包括的な支援」の視点から捉え直し、自死対策とも連携させて推進していくよう、まとめたものです。

なお、本計画では、市の事業に加えて、自死対策会議委員の所属する関係機関や地域の民間団体の取組も掲載しています。市の事業だけでなく、様々な関係機関、地域の民間団体とも連携することで、安来市の自死対策を「生きることの包括的な支援」として、地域全体で推進していきます。



3. 3つの「重点施策」

安来市においては、平成29年から令和3年の5年間で、29人が自死でなくなり、「健康問題」「家庭問題」「経済・生活問題」を動機の一つとしています。

また、国の自殺実態プロファイル(2022)においては、自死対策の視点としてこれまでの「労働者・経営者」「高齢者」「生活困窮者」に加え、「無職者・失業者」が新たに加わっています。今後は次のとおり3つの重点施策を選定し、施策を推進していきます。

(1) 労働者・経営者対策

安来市の過去5年間の自死者を職業状況別に見ると、有職者は48.4%を占め、その8割は「被雇用者・勤め人」の方でした。有職者の自死の背景に勤務問題があるとは言いきれませんが、職場での人間関係や長時間労働、転勤や異動等の環境変化など、勤務上の問題をきっかけに退職や失業に至った結果、生活困窮や多重債務などの問題が付随的に発生し、最終的に自死のリスクが高まるケースは少なくありません。

平成28年度の経済センサス基礎調査によると、市内事業所の9割は従業員19人以下の小規模事業所ですが、そうした小規模事業所では、職場のストレスチェックも義務づけられておらず、従業員のメンタルヘルス対策が遅れているとも指摘されています。勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につながれるよう、相談体制の強化や窓口情報の周知を図るとともに、自死リスクを生まないような労働環境を整備することも必要です。

1) 勤務問題による自死リスクの低減に向けて、相談体制を強化する

取組	内容	担当課・関係団体
就職ナビゲーターを中心とした相談	ハローワークに配置した就職支援ナビゲーターを中心に、住居と生活に困窮した方に対する相談窓口として関係機関と連携の上、就労支援に努めます。	松江公共職業安定所安来出張所
商工相談	中小企業の様々な経営課題に対して、各種の専門家を派遣し、経営上のアドバイスを行い、事業所の経営力の向上を図ります。	やすぎ暮らし推進課
働きざかり世代の健康づくり事業	安来市健康推進会議成人保健部会及び産業保健部会と連携し、働きざかり世代の方への心身の健康保持、自死予防の講話等を行います。	いきいき健康課 福祉課
教職員・市職員・病院職員研修	職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修や相談等により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、適切な対応をとること等について理解を深めます。	学校教育課 人事課 市立病院
社会復帰支援	障がい者を有する人への就労支援を行います。	福祉課

2) 勤務問題の現状に関する啓発や相談先の周知を進める

取組	内 容	担当課・関係団体
しごと情報ポータルサイト構築事業	国や都道府県、関係機関を含めた地域の仕事に関する情報を提供するポータルサイトを活用し、雇用機会の拡大につなげるとともに、就労や労働問題に関する相談先情報を掲載し、支援策の啓発を行います。	やすぎ暮らし推進課 松江公共職業安定所安来出張所
地域産業の育成・発展（経営者支援セミナー等）	セミナーにおいて経営者に健康管理の必要性と重要性を訴える機会とします。	やすぎ暮らし推進課 安来商工会議所 安来市商工会

3) 健康経営に資する取組を推進する

取組	内 容	担当課・関係団体
ストレスチェック	職員のストレスチェックを実施し、職員のメンタルヘルスの不調に早期に気づき、重症化を予防します。	J Aしまね安来地区本部
ニュースレター（安来商工会議所広報紙）の活用	安来商工会議所の広報紙に心の健康づくりおよび自死対策関連の内容を掲載し、啓発を図ります。	安来商工会議所
地域産業の育成・発展（経営者支援セミナー等） 【再掲】	セミナーにおいて健康経営に関連する講演の機会を設け、経営者に健康管理の必要性と重要性を訴える機会とします。	やすぎ暮らし推進課 安来商工会議所 安来市商工会
教職員・市職員・病院職員の健康管理	職員のストレスチェック、健康相談等により、市民や児童・生徒等からの相談に応じる職員の心身面の健康の維持増進を図り、支援者への支援を行う。また、職員自身のメンタルヘルスの不調に早期に気づき重症化を防ぎます。	人事課 学校教育課 安来市立病院

(2) 高齢者対策

安来市では、過去5年間の自死者数を性別にしたもののうち、男性は前期高齢者（65-74歳）21.1%、後期高齢者（75歳以上）5.2%、女性は前期高齢者（65-74歳）10.0%、後期高齢者（75歳以上）40.0%でした。安来市において高齢者の自死に関する対策は継続した取組が必要です。

高齢者については、閉じこもりやうつ状態になることを予防することなど介護予防の観点を持ち、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進し、地域包括ケアシステム体制の整備などの施策と連動した事業の展開を図る必要があります。

1) 高齢者とその支援者に対して、支援先情報の周知を図る

取組	内 容	担当課・関係団体
民生委員・児童委員活動	独居高齢者や高齢者世帯への訪問活動を通じて、困りごとを抱える市民を早期に発見し、必要な相談・支援につなげます。	福祉課 安来市社会福祉協議会 民生委員・児童委員協議会
重複多受診者訪問指導	重複多受診者等を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行います。	いきいき健康課 市民課
地域包括支援センター事業	地域の高齢者が抱える問題や自死リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会や地域ケア会議等で共有することで、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携強化や地域資源の連動につなげます。	介護保険課 安来市社会福祉協議会

2) 支援者に対する「気づき」の力を高める

取組	内 容	担当課・関係団体
認知症サポーター養成講座	認知症サポーター養成講座を開催し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成し、認知症に対する正しい知識の普及と地域の見守りネットワーク体制を強化します。	介護保険課
関係機関・団体向けゲートキーパー養成講座	市民に身近な存在である民生委員・児童委員をはじめ、食生活改善推進員、介護支援専門員、保育士等を対象に心の健康への理解を深め、ゲートキーパーの役割を認識することを目的とした研修を実施、継続することで、人材育成に努めます。	関係機関・団体

3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進する

取組	内 容	担当課・関係団体
健康教育・健康	地区健康推進会議や各種団体において、高齢者の	いきいき健康課

相談	健康保持及びフレイル予防のための健康教育・健康相談を行います。	介護保険課
地域福祉推進事業	地域福祉計画において目指している、みんながいきいきと暮らしていける地域社会の実現に向け、計画に基づき、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるように、住民と行政が協働し、①交流センター単位の地域福祉ネットワーク推進による地域福祉の推進体制、②地域の特性を踏まえた住民の意見を地域福祉計画の推進に取り入れる仕組みを整えます。	福祉課
健康づくり 介護予防	65歳以上の方を対象に、健康講座の開催や健康づくり組織の活動支援等、各種介護予防事業を行います。	いきいき健康課 介護保険課 ※専門機関委託事業
ミニサロン等	ミニサロン等の事業を支援し、高齢者が地域で集える機会を設けることで社会参加を促し、介護予防はもとより心の健康づくりを進めます。	介護保険課 安来市社会福祉協議会
地域支え合い活動	地域の見守り名簿の情報を民生委員・児童委員等と共有し、自死のリスクを抱えている可能性のある市民への見守りを行います。	福祉課 民生委員・児童委員協議会
地区保健活動	地区健康推進会議並びに各種団体による健康づくり活動を進めるとともに、安心して暮らせる地域づくりを進めます。	いきいき健康課 子ども未来課 介護保険課 地域振興課

4) 支援者への支援を強化する

取組	内 容	担当課・関係団体
健康教育・健康相談【再掲】	地区健康推進会議や各種団体において、高齢者の健康保持及びフレイル予防のための健康教育・健康相談を行います。	いきいき健康課 介護保険課
認知症対策	認知症になっても可能な限り住み慣れた地域で能力に応じ自立した日常生活ができるよう、認知症地域支援推進員及び認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、初期診断や早期対応に向けた支援体制を構築します。また、オレンジカフェや認知症家族のつどい等で、当事者や家族が社会参加する場づくりを進め	介護保険課 安来市社会福祉協議会

	ます。	
介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者買い物支援・移送支援・通所型サービス支援等を実施し、社会参加を促進し、介護予防及び心の健康づくりを進めます。	介護保険課 安来市社会福祉協議会
日中一時支援事業	障がい者（児）を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行います。	福祉課
緊急通報電話設置事業	独居高齢者等の世帯に対し、緊急通報電話を貸与し、突発的な事故等の発生に対し、迅速な救援体制をとります。	福祉課

（３）生活困窮者及び無職者・失業者対策

生活困窮の背景として、経済的な困窮にとどまらず、虐待、依存症、性暴力被害、知的障がい、発達障がい、精神疾患、多重債務、介護など多様な問題を複合的に抱えることが多い傾向です。生活困窮者対策は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、包括的な支援を行うとともに、自死対策にかかる関係機関等とも緊密に連携し、効果的な支援を行います。

また、自死のリスクが高い無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障がいや人間関係の問題などを抱えている場合もあります。自死のリスクの高い無職者・失業者に対して、当事者のリスクを漏れなく把握し、多職種、多分野で支える当事者本位の支援体制を構築する必要があります。

１）生活困窮者等に対する「生きることの包括的な支援」を強化する

取組	内 容	担当課・関係団体
福祉に関する相談	経済面、心理的な不調、就労等の福祉に関するさまざまな相談に対応し、生活困窮者の問題解決方法を相談者とともに考えます。	福祉課 安来市社会福祉協議会委託事業
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	就労その他の自立に関する相談を受け、必要な情報の提供・助言を行います。生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、個別に自立支援計画を策定します。	福祉課 ※安来市社会福祉協議会委託事業
生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金事業）	離職または自営業を廃業した方で、就労能力及び意欲のある人のうち、住宅を喪失またはその恐れのある方に対して、家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労機会の確保に向けた支援を提供します。	

生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）	家計の支援、貸付の斡旋が必要な生活困窮者に対して、家計に対する相談・家計管理に関する指導、貸付の斡旋を行います。	
生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）	子どもに対する学習や日常生活の自立支援が必要な生活困窮者に対し、学習および日常生活の自立の支援を行います。	
フードバンク事業	緊急的に食料品などが必要となった、生活困窮者に対し、食料品や日用品の提供を行い支援します。	安来市社会福祉協議会
就学援助事業	特別支援学級の児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減及び経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学校給食費、学用品費等について必要な援助を行います。また、市内全小中学校の就学援助児童生徒の学校給食費のほぼ全額、学用品費等の一部の援助を行います。	学校教育課
市税及び各種料金徴収業務における納税相談	納税相談等から把握した生活問題について、関係機関と連携した支援を行います。	税務課 子ども未来課 市民課 建築住宅課 水道管理課
生活保護法	生活保護受給者に対し、就労支援・医療ケア相談・高齢者相談・資産調査等を行います。	福祉課
生活保護法による各種扶助	生活保護受給者に対し、生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭費を扶助し、問題を把握して、必要に応じて適切な支援先につなげます。	福祉課
母子家庭等自立支援給付金事業	母子家庭等ひとり親家庭に対して、就業による自立に向けた支援を行い、生活の立て直しを図ります。	福祉課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭に対して、医療費の助成を行います。	市民課
ハローワークと連携した求人情報の周知	就労に関する情報を提供するため、ハローワークと連携し、求人情報のホームページ掲載や求人情報誌の設置を行います。	やすぎ暮らし推進課

2) 支援につながっていない人を、早期に支援へつなぐための取組を推進する

取組	内容	担当課・関係団体
ゲートキーパー養成講座	相談対応や徴収を行う職員等及びボランティアにゲートキーパー養成講座を受講してもらい、早期支援につなぐ人材を養成します。	いきいき健康課 福祉課 人事課

		税務課 人権施策推進課 建築住宅課 水道管理課 総務課 安市立病院
--	--	--

3) 多分野の関係機関が連携・協働する基盤を整備する

取組	内容	担当課・関係団体
消費者生活対策	消費者相談・情報提供を行い、消費者への教育及び啓発を行います。	人権施策推進課
無料弁護士相談会	消費者問題を抱えた市民に対し、弁護士への相談機会を提供します。	人権施策推進課
ハローワーク等関係機関と連携した就労支援	生活困窮者に対する就労支援を関係機関と連携して実施します。	福祉課

4) 職業的自立へ向けた支援の充実

取組	内容	担当課・関係団体
新就職者同士の交流	新就職者を激励するとともに異業種間の交流を促進します。	やすぎ暮らし推進課
子ども・若者・ひきこもり相談事業	子ども・若者総合相談窓口の相談員を配置し困難を抱える子ども・若者やひきこもりの人、及びその家族等からの相談に応じ、就労支援や学習支援、その他の自立に向けた支援を行い、社会参加や社会的自立を支援します。	福祉課

【重点施策に関する目標】

評価項目	現状 令和4年度 (2022年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
商工相談の相談件数	約50件/年	約80件/年
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	4,812人	増やす
ゲートキーパー養成講座受講団体数	実施なし	4団体/年
介護予防に資する住民主体の通いの場の箇所数	104	増やす
生活困窮者自立相談支援機関における相談	実施 (新規相談45件/年)	継続実施

4. 5つの「基本施策」

基本施策とは、地域において自死対策を推進するうえで、欠かすことのできない基盤的な取組のことを言い、安来市では「地域自殺対策政策パッケージ」において全国的に実施することが望ましいとされている次の5項目を基本施策として取組むこととし、既存事業と連動させて、取組めます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自死対策が最大限その効果を発揮して「誰も自死に追い込まれることのない安来市」を実現するためには、国、県、市、関係団体、民間団体、企業、市民などが有機的に連携、協働して自死対策を総合的に推進することが必要です。それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

安来市ではすでに関係機関・団体で構成する安来市自死対策会議と庁内関係課による安来市自死対策庁内連絡会議を開催し、横の連携を深めています。さらなる連携強化に努めます。

1) 地域におけるネットワークの強化

①地域におけるネットワークの強化

取組	内容	担当課・関係団体
安来市自死対策会議	関係機関・団体等と自死の実態等現状を共有し、連携を強化して、社会全体での取組を推進します。	いきいき健康課 福祉課 関係機関・団体

②庁内におけるネットワークの強化

取組	内容	担当課・関係団体
安来市自死対策庁内連絡会議	相談窓口担当課など自死対策の関係課で自死の実態等現状を共有し、横の連携を強化し、総合的かつ効果的に対策を推進します。	いきいき健康課 福祉課 関係各課

2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

取組	内容	担当課・関係団体
生活困窮者自立支援制度（自立相談支援事業）との連携強化	生活困窮者に対する各種事業との連動を図り、自死リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援します。	安来市社会福祉協議会 福祉課
安来市障がい者等総合支援協議会	障がいのある人が安心して暮らせるよう関係機関等と連携を図りながら取組めます。	福祉課
専門医や専門病院への紹介・連携	相談機関から専門医や専門医療機関につないだり、かかりつけ医から必要時、専門医療機関などにつないだりします。	安来市医師会 安来市消防本部 福祉課

精神保健 (精神障がい者の早期発見・早期治療・受診勧奨・社会復帰促進)	精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、ケースワーカー・保健師等が相談を実施し、連携して包括的・継続的に支援します。	安来市医師会 福祉課 いきいき健康課 松江保健所
精神保健 (アルコール)	地域で生活するアルコール依存症患者(疑いを含む)とその家族の相談を実施し、医療機関、松江保健所等の関係機関と連携し、生活を支援する。	安来市医師会 福祉課 いきいき健康課 松江保健所

(2) 自死対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成を充実させる必要があります。様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を自死対策に係る人材として確保、養成することが重要となっていることを踏まえて、幅広い分野で自死対策教育や研修等を実施します。

また、自死や自死関連事象に関する正しい知識を普及し、自死の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。

1) 自死対策の関係者を対象とした研修の実施

取組	内容	担当課・関係団体
関係団体向けゲートキーパー養成講座 【再掲】	市民に身近な存在である民生委員・児童委員をはじめ、食生活改善推進員、介護支援専門員、保育士等を対象に心の健康への理解を深め、ゲートキーパーの役割を認識することを目的とした研修を実施、継続し、人材育成に努めます。	関係機関 いきいき健康課 福祉課
市職員・病院職員向けゲートキーパー養成講座 【再掲】	庁内の窓口業務や相談、徴収業務等の際に、早期発見のサインに気づくことができるよう市職員・病院職員を対象とした研修会を開催します。	いきいき健康課 福祉課 人事課 人権施策推進課 税務課 建築住宅課 水道管理課 総務課 安来市立病院
教職員・市職員・病院職員研修	職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修や相談等により、メンタルヘルスの状態	学校教育課 人事課

【再掲】	を客観的に把握し、適切な対応をとること等について理解を深めます。	安来市立病院
研修講師の派遣	啓発活動、研修会への講師を派遣し、地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質向上を目指します。	安来市医師会
看護師や介護支援専門員等に対する研修	看護師や介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等に対する研修に医師会から講師を派遣します。 介護支援専門員と安来市医師会との合同研修会を開催し、人材を育成します。	安来市医師会
かかりつけ医等研修会	かかりつけの医師等の精神疾患の診断・治療技術の向上を目指すとともに、精神科医との連携を強化します。	松江保健所

2) 一般市民を対象とした研修

取 組	内 容	担当課・関係団体
こころの健康づくり講演会	こころの健康づくりに関する講演会を実施し、心の健康について理解を深めます。	いきいき健康課 福祉課
市民向けゲートキーパー養成講座	心の健康への理解を深め、ゲートキーパーの役割を認識することを目的とした研修を実施継続することで、人材育成に努めます。	いきいき健康課 福祉課
出前講座	職員が地域に出向いて行政に関する情報をわかりやすく伝える出前講座に「ゲートキーパーの役割」や「自死対策の取組」を入れ、ゲートキーパーの育成に努めます。	地域振興課 いきいき健康課 福祉課

(3) 市民への啓発と周知

自死に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行います。

また、自死に対する誤った認識や偏見を払拭し、自分の周りにもいるかもしれない自死を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自死対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開します。

1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知

心の健康づくりの正しい知識やストレス対処法、さまざまな相談窓口について、リーフ

レットの作成・配布を通じて普及・啓発を行っていきます。

取 組	内 容	担当課・関係団体
相談先情報を掲載したリーフレットの配布	生きる支援に関するさまざまな相談窓口を掲載したリーフレットを更新し、市民が各種手続きや相談のため訪れる窓口に配置し、情報周知を図ります。	いきいき健康課 福祉課 窓口担当課 関係機関
いのちの電話カードの設置	施設のトイレ等に「いのちの電話カード」を設置し、カードを手に取り活用しやすいように周知します。	いきいき健康課 福祉課 関係課・機関
自死遺族支援の情報が掲載されたリーフレットの配布設置	市民が各種手続きや相談のため訪れる窓口に、支援の情報を掲載したリーフレットを配置し、情報周知を図ります。	いきいき健康課 福祉課 窓口担当課

2) 市民向け講演会やイベント等の開催

自死の原因は、単に精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などさまざまな問題がいくつも重なって起きています。それら関連するテーマについて、講演会やイベント等を開催し、自死予防の普及・啓発を行います。

取 組	内 容	担当課・関係団体
自死予防週間・自死対策強化月間における啓発	9月10日からの自死予防週間や3月の自死対策強化月間に、関係機関・団体と連携して、啓発活動を行います。	関係機関・団体 いきいき健康課 福祉課
こころの健康づくり講演会、健康教室	こころの健康づくり講演会や市民に身近な地区で健康教室等を開催し、正しい知識の普及に努めるとともに心の健康および自死対策に対する理解の促進を図ります。	関係機関・団体 いきいき健康課 福祉課
地区健康推進会議における講演会、健康教室等	地区組織活動を通じて、市民に身近な地区で講演会や研修会、健康教室等を開催し市民の心の健康および自死問題に対する理解の促進と啓発を図ります。	安来市健康推進会議 いきいき健康課 子ども未来課 福祉課
人権同和教育等における啓発	各地区交流センター等で人権教育、男女共同参画の講座における「命の大切さ」「自死対策」等の啓発を行います。	人権施策推進課
小・中学生および保護者等への啓発	自死予防週間や自死対策強化月間に、「いのち」や「心の健康」について情報周知を行います。	学校教育課
安来市立図書館を利用する啓発	自死予防週間や自死対策強化月間に、「いのち」や「心の健康」に関するブースを設置し、情報周知を行います。	教育委員会 いきいき健康課 福祉課

小・中学生および保護者を対象とした防犯教室	小・中学校の参観日等を利用して、子どもおよび保護者を対象に、防犯教室を実施し、保護者の意識改革、子どもたちの規範意識の醸成に向けたインターネットモラル教養を推進します。	安来警察署 学校教育課
出前講座【再掲】	職員が地域に出向いて行政に関する情報を分かりやすく伝えるとともに、住民の意見を伺いながら、住みよいまちづくりについて考えていきます。	地域振興課
地域産業の育成・発展（経営者支援セミナー等）【再掲】	商工会議所、商工会と連携した経営者支援セミナーや、中小企業経営基盤強化事業の実施等を行います。	やすぎ暮らし推進課 安来商工会議所 安来市商工会

3) 各種メディア媒体を活用した啓発活動

取組	内 容	担当課・関係団体
広報紙「どげなかね」の活用	9月の自死予防週間や3月の自死対策強化月間に合わせて、こころの健康や生きる支援関連の記事を掲載し、市民に対する問題理解の促進と施策の周知を図ります。	秘書広報課 いきいき健康課 福祉課
ホームページ等の活用	安来市公式ホームページやSNS等を活用し、心の健康やイベントのお知らせ等の情報提供を行い、周知に努めます。	いきいき健康課 福祉課
どじょっこテレビの活用	どじょっこテレビを活用し、心の健康やイベントのお知らせ等の情報提供を行い、周知に努めます。	いきいき健康課 福祉課
行政告知放送の活用	行政告知放送を活用し、心の健康やイベントのお知らせ等の情報提供を行い、周知に努めます。	自治体DX推進室 いきいき健康課 福祉課
関係機関の広報紙を活用	関係機関の広報紙を活用し、こころの健康や生きる支援関連の記事を掲載し、市民に対する問題理解の促進と施策の周知を図ります。	自死対策会議委員所属機関等関係機関
ニュースレター（安来商工会議所広報紙）の活用	安来商工会議所の広報紙に心の健康づくりおよび自死対策関連の内容を掲載し、啓発を図ります。	安来商工会議所

(4) 生きることの促進要因への支援

自死対策は、個人間や社会全体においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。こうした点を踏まえて、「生

きることの促進要因」の強化につなぎ得る様々な取組を推進します。

また、安来市の女性の自死者数は横ばいの状態で推移していますが、全国では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自死の要因となりうる様々な問題が悪化したことなどにより、女性の自死者数の増加が続いています。このことから、妊産婦への支援をはじめ、女性特有の視点を踏まえた自死対策を進めます。

1) 自死のリスクを抱える可能性のある人への支援

取 組	内 容	担当課・関係団体
心の健康相談	心の健康問題の早期発見のため心の健康相談を実施し、適切な精神科医療を受けられるように努めます。	松江保健所 いきいき健康課 福祉課
ひとり親家庭の子どもに向けた居場所活動	ひとり親家庭の児童生徒に対して、様々な居場所の提供を通じて、子どもの精神的安定や未来に対するイメージ力の育成、保護者への精神的支援を行います。	福祉課 子ども未来課
生活における困りごと相談の支援	さまざまな年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康・子育て・教育・介護・生活困窮・DV・住まい等）に応じて、緊密な連携を図りながら相談対応と問題解決にあたります。	いきいき健康課 福祉課 介護保険課 子ども未来課 学校教育課 建築住宅課 税務課 人権施策推進課 関係機関・団体
福祉に関する相談 【再掲】	住民からの福祉に関するさまざまな相談に対応します。	福祉課 安来市社会福祉協議会
子ども・若者・ひきこもり相談事業 【再掲】	子ども・若者総合相談窓口の相談員を配置し困難を抱える子ども・若者やひきこもりの人、及びその家族等からの相談に応じ、就労支援や学習支援、その他の自立に向けた支援を行い、社会参加や社会的自立を支援します。	福祉課
滞納整理を行うための納税相談	住民からの納税に関する相談に対応します。また、相談対応の際にリーフレットを配布し、相談窓口の周知を図ります。	税務課
商工相談 (専門家の派遣) 【再掲】	中小企業のような様々な経営課題に対応して、各種の専門家を派遣し、解決まで継続して経営上のアドバイスをを行い事業者の経営力の向上を図ります。	やすぎ暮らし推進課

ハローワークと連携した求人情報の周知【再掲】	就労に関する情報を提供するため、ハローワークと連携し、求人情報のホームページ掲載や求人情報誌の設置を行います。	やすぎ暮らし推進課
子育て支援センター事業	保育士を配置し、子育て家庭の相談に応じ、それぞれのニーズに合ったサービスの情報を提供します。	子ども未来課
家庭訪問事業	育児不安の大きい出産前後の妊産婦・乳児や養育困難家庭で養育支援の必要性がある保護者に対し、家庭訪問による子育て相談・育児指導等を行い、虐待予防及び育児不安の解消を図ります。	子ども未来課
産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。	子ども未来課
思春期保健事業	思春期の健康づくりと望まない妊娠の防止、児童虐待防止を視点に、将来のよりよい妊娠・出産・子育てのため、関係機関との協議の場をもって連携を図り、思春期の生と性を育む健康教育を進めます。	子ども未来課 学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業	児童・生徒の様々な環境に働きかけたり関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援を行うことで、いじめや不登校などの生徒指導上の課題に対応します。	学校教育課
要保護児童対策協議会	要保護児童、特定妊婦等に関する情報交換を行い、支援方針を決定することで、支援の必要なケースの早期発見、早期対応につなげます。	子ども未来課

2) 自死未遂者への支援

取組	内 容	担当課・関係団体
相談対応	医療機関と連携しながら基幹相談支援センター、福祉課、いきいき健康課においてリストカット、多量服薬等により自死未遂を繰り返す人への相談に対応します。	福祉課 いきいき健康課
情報の共有と連携	リスクのある人の情報を共有する関係機関の拡充を図るとともに、連携を強化します。自死未遂者への支援について体制づくりを検討し、本人や家族に対して適切な相談支援	安来市消防本部 安来警察署 松江保健所 安来市医師会

	を目指します。	福祉課 いきいき健康課
--	---------	----------------

3) 遺された人への支援

遺された人の気持ちに配慮し、各種手続きの負担軽減に努め、必要な情報提供を行います。

取 組	内 容	担当課・関係団体
自死遺族のための自助グループの情報提供	庁舎窓口等へ自助グループのつどいの開催日が掲載されたリーフレットを設置するとともに、広報紙「どげなかね」にも掲載し、情報提供に努めます。	いきいき健康課 福祉課 窓口担当課

4) 支援者への支援

取 組	内 容	担当課・関係団体
島根いのちの電話に対する支援	島根いのちの電話の啓発カードを市庁舎や交流センター、関係機関・団体等に設置し、市民への相談窓口の周知を行うとともに、電話相談員の育成に関して啓発します。	関係課 関係機関・団体

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

全国の自死者数は、近年低下傾向にあるものの、小中高生の自死者は増えており、令和3年には小中高生の自死者数が過去2番目の水準となりました。また、若年層の死因に占める自死の割合は高く、若年層の自死対策が課題となっています。

経済・生活問題や勤務問題、家族関係の不和、心身面での不調等の自死の背景にあるとされる問題は、人生の中で誰もが直面し得る危機ですが、自死の発生を防ぐには、それらの問題への対処方法や支援先に関する情報を、早い時期から身に付けておくことが重要です。そのため各学校において、社会で直面する可能性のある様々な困難、ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）、こころの健康の保持に係る教育を推進します。

1) SOSの出し方に関する教育の実施に向けた体制の整備

取 組	内 容	担当課・関係団体
いのちの大切さに関する授業の実施	年間指導計画に命の尊さを学ぶ内容をきちんと位置付けて取り組んでいきます。	学校教育課
SOSの出し方に関する教育の実施	スクールカウンセラーと連携して、SOSの出し方について学んでいきます。	学校教育課

2) SOSの出し方に関する教育に対する理解の促進

取 組	内 容	担当課・関係団体
教職員向けの研修の実施	SOSの受け皿としての教職員の役割についての理解の促進に努め、子どもたちのSOSを適切な支援につなげられるよう推進します。	学校教育課
子どもと関わる地域支援者への啓発	子どもからのSOSに対して、周囲の大人が気づく感度を高め、適切に対応し、子どもたちのSOSを適切な支援につなげられるよう推進します。	学校教育課
広報活動事業	学校で行われている特色ある教育活動、地域全体で共通に取り組んでいる教育活動に関して、分かりやすく情報を提供します。	学校教育課

3) 児童生徒からのSOSに対応する受け皿の整備

取 組	内 容	担当課・関係団体
中学校区での魅力ある学校づくり推進事業	中学校区ごとに小中学校が相互の連絡調整や研修会等の実施、さらには保護者や地域への啓発を行うなどし、児童・生徒の学力向上や指導上の諸課題の解決に取り組みます。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業【再掲】	児童・生徒の様々な環境に働きかけたり関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援を行います。	学校教育課
いじめ防止対策推進事業	いじめ相談窓口相談員を配置し、教育相談の視点からスクールカウンセラー未設置校や教育支援センターとの連携を強化し、不登校相談やいじめ防止に関する専門的な教育相談を行います。	学校教育課
不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした教育支援センターを設置し、学習・生活指導等を行い、集団再適応、自立を援助するとともに、保護者に対する相談活動を実施し、適切な機関へつなぐ等の支援を行います。	学校教育課
教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等	不登校対策として、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーとの連携強化を図ります。	学校教育課

【基本施策に関する目標】

評価項目	現 状 令和4年度(2022年度)	目 標 令和10年度(2028年度)
自死対策庁内連絡会議	2回/年	現状維持
自死対策会議	2回/年	現状維持
心の健康についての学習の場	18回/年	増やす (健康やすぎ21目標)
ゲートキーパー養成講座受講者数	実施なし	増やす (健康やすぎ21目標)
SNS等を活用した自死対策の啓発回数	実施なし	3回/年
世界自殺予防デーを知っている人の割合(キャンペーンボードアンケートから)	52.6% (令和5年度実施分)	60%
生活支援ボランティア養成講座受講者数(累計)	329人	増やす
家庭訪問率 (乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業)	93.6%	100%

5. 生きる支援関連施策

重点施策、基本施策に盛り込まれないが、生きる支援に関連する庁内各部署における様々な事業の一覧を記載します。

担当部	事業名	事業概要	自死対策の視点を加えた事業効果等	担当部署	担当課
政策推進部	総合計画	総合計画（基本計画）の策定及び推進	・基本計画の中で自死対策を位置づけ、総合的・全庁的に対策を進める。	政策推進部	政策企画課
	震災等避難者生活支援事務（市外）	避難者支援窓口の設置	・避難者の支援窓口を一元化するとともに、円滑に各種支援担当課に繋ぐことで、避難者のストレスの軽減を図る。	政策推進部 健康福祉部	政策企画課 福祉課
	くらしのガイドの発行	行政の仕組みや、市役所における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるように「くらしのガイド」を発行する。	・ガイドブックの中に、様々な生きる支援に関する相談先の情報を掲載することで、住民に対して情報周知を図る。	政策推進部	政策企画課
	中小企業資金融資	1. 低利の融資あっせん 2. 中小企業に対する経営安定化に向けた緊急助成 3. 信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助 4. 特定中小企業者の認定事業者に対する倒産防止の為の特別助成の補給 5. 経営支援融資（災害緊急）を利用した事業者に対する助成金の補給	・融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自死のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たす。 ・健康経営促進に向けたPR案の検討を行うことで、健康経営の強化を図る起点につなげる。（それらは労働者への生きることの包括的支援につながる）	政策推進部	やすぎ暮らし推進課
	自治会代表者協議会	自治会役員等を対象に、自治会活動に関する研修会を実施する。	・研修会の中で自死対策についても言及してもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知につながる可能性がある。	政策推進部	地域振興課
	ボランティア団体ネットワーク	加盟団体相互の連携を深めるとともに加盟団体の活動を推進し、社会貢献活動の活発化を図る	・加盟団体にゲートキーパー研修を受講してもらい、いざというときのつなぎ先や初期対応等を知っておいてもらうことで、地域の自死対策（生きる支援）に関わる人材を増やせる可能性がある。	政策推進部	地域振興課
	地元スポーツチームによる活動への支援事業	スポーツを通じた観光交流の促進を図るため、地域内をホームタウンとするプロスポーツチームによる、地域の観光PR活動やチームの情報発信力を高める活動等に対し、必要な支援を行う。	・自殺対策強化月間（3月）や自殺予防週間（9月）に、地元スポーツチームとして、住民への「いのち支える自死対策」の啓発に協力してもらえれば、より幅広い層の住民に情報やメッセージを届けることができる。	政策推進部	地域振興課
スポーツイベント事業	スポーツイベントを通じて市民の体力づくりと健康への意識付けや、子どもたちに幼少期よりスポーツに親しみきっかけを提供することにより体力の向上を図り、市民の一体感を育む。	・自死対策（生きることの包括的な支援）関連の展示やリーフレットの配布により参加者への情報周知に寄与する。	政策推進部	地域振興課	
総務部	安来市総合教育会議	教育大綱の策定	・子ども・若者の自死対策に関する内容を「教育大綱」にも反映させることにより、より実効性を高めることができる。	総務部	総務課
	防犯灯設置事業	自治会等の申請に基づき防犯灯の新設及び取替えに対して補助する。	・夜間の犯罪の発生防止という観点から危険回避に努める意識を持ってもらう。	総務部	総務課
	防犯カメラ設置事業	警察と協議し、通学路等に設置する。	・犯罪の抑制や、問題の早期発見、解決を可能とする。	総務部	総務課

担当部	事業名	事業概要	自死対策の視点を加えた事業効果等	担当部署	担当課
市民生活部	葬祭費	被保険者の死亡に対し、一時金を支給する。	<ul style="list-style-type: none"> 葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自死リスクの高まっている方がいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へとつなぐ機会として活用できる。 亡くなられた方の中には自死による死亡のケースも想定されるため、遺族に対して一律で相談先等の情報を掲載したリーフレット（自死遺族の相談・支援先も掲載）を配布することにより、一時金の支給機会を遺族への情報提供の機会として活用することもできる。 	市民生活部	市民課
	医療給付事業	国民健康保険、後期高齢者医療制度外、加入喪失 国民年金に関する事項 ひとり親家庭をはじめ、各制度の医療給付等手続きを行う	<ul style="list-style-type: none"> 各種手続きに来庁される住民は、月約800人超えることから、窓口業務を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで気づき役としての視点をもってもらうことができる。 特に、ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自死につながる問題要因を抱え込みやすい。当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点となる。 	市民生活部	市民課
	人権施策推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 人権意識を高めるための啓発を行う。 男女共同参画社会の実現に向けて、住民と共に考え行動する参画型イベントを開催することによって、広く男女共同参画の意識を醸成するとともに、イベントを通じて住民の情報発信や交流を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 講演会や地域・企業・団体等を対象とした講座等の中で人権意識や自死問題について啓発するなど、自死対策の機会とする。 テーマに即した連携が可能であれば、自死対策（生きることの包括的な支援）に関連する講演や、ブースの展示、資料の配布などを行うことで、住民への啓発の機会とする。 	市民生活部	人権施策推進課
	男女共同参画計画推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会の実施 行政職員対象研修会 全庁的な事業・施策に男女共同参画の視点を入れるとともに、職員一人ひとりの生活全般における意識を向上させる。 男女共同参画啓発ポスターやチラシを活用し、市民や企業、団体等に男女共同参画の理解を深める啓発、情報発信を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会や講座の中で自死対策やワーク・ライフ・バランス等についても言及することにより、自死リスクの軽減や相談員の対応について理解の深化を図ることができる。 	市民生活部	人権施策推進課
	公害・環境関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 住民から悪臭や騒音等の相談、苦情に至る背景には、近隣住民同士のトラブルや精神疾患等が絡んでいる可能性がある。その場合、関係機関との連携による対応とする。 公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用できる可能性がある。 	市民生活部	環境政策課
健康福祉部	震災等避難者生活支援事務	「安来市地域防災計画」に基づき対応する。	<ul style="list-style-type: none"> 震災等による避難者の中には自死リスクが高まる人もあるため、災害発生後、精神的に不安な状態にある市民に対して、相談窓口の開設や他機関との連携を図りながら、精神的ケアの対応に努める。 必要に応じて各種支援担当課の円滑な照会によりストレスの軽減を図る。 	健康福祉部総務部	健康福祉部 防災課
	青少年対策事務	<ol style="list-style-type: none"> 青少年問題協議会の開催 青少年育成地区委員会への補助金交付・研修会講師派遣等 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会において、青少年層の抱える問題や自死の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。 地域の若年層の自死実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会となる可能性もある。 	健康福祉部	福祉課
	障がい者基本計画、障害福祉計画、障がい児福祉計画策定・管理事業	障がい者計画及び障害福祉計画、障がい児福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉事業と自死対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。 	健康福祉部	福祉課
	青少年補導センター事業	<ol style="list-style-type: none"> 青少年の非行防止、健全育成を図るための事業。 (1)街頭補導 (2)電話相談窓口を設置 (3)青少年健全育成のための広報啓発活動 補導センターだより、非行防止チラシ等 	<ul style="list-style-type: none"> 街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくない。 研修会等の際に、青少年の自死の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことにより、青少年向け対策の現状と取組内容について理解を深めてもらうことができる。 	健康福祉部	福祉課

担当部	事業名	事業概要	自死対策の視点を加えた事業効果等	担当部署	担当課
健康福祉部	子ども・若者支援事業	困難な問題や生きづらさを抱える子ども・若年からの相談に応じ、就労支援や学習支援、その他自立に向けた支援を実施する。	・若年者への就労支援は、それ自身が重要な生きる支援（自死対策）でもある。また就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若年者への生きることの包括的な支援（自死対策）にもつながる。	健康福祉部	福祉課
	精神保健（困難事例対応精神障がい者と家族への個別支援の充実）	困難事例対応精神障がい者（疑い含む）及びその家族への個別支援の充実	・精神障がい者とその家族で、特に困難な事例は、自死リスクの高い場合が少なくない。個別支援を充実させることで、自死リスクが高い場合の自死防止に向けた有効な取組につなげる。	健康福祉部	福祉課
	精神保健福祉推進事業	1. 精神保健福祉法及び障がい者総合支援法の申請・届出 2. 精神保健福祉相談・訪問指導 (1) 精神保健福祉相談 (2) 訪問指導	・相談対応や訪問指導を行う職員や、精神保健福祉ボランティア等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要により他の支援機関につなぐ等、その職員や精神保健福祉ボランティアが気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになることができる。	健康福祉部	福祉課
	権利擁護の仕組みづくり	認知症や障がい等により判断能力が不十分な人の権利や日常生活を支援、擁護する成年後見制度の利用促進及び地域のネットワークの中核となる機関を設置する。	精神疾患や知的障がい等により、判断能力に不安のある場合、自死リスクが高まる場合がある。事業の中で当事者と接触する機会があれば、自死のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となる。	健康福祉部	福祉課
	養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	・老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点となる。	健康福祉部	福祉課
	特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当の支給に関する事務	障がいを有する方、その保護者へ支給される手当。（手当の種類により対象等は異なる。）	・手当を支給することで障がいを有する家庭の経済的負担軽減を図る。	健康福祉部	福祉課
	訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付	・障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となるもので、そうした取組は自死リスクの軽減にも寄与する。	健康福祉部	福祉課
	障がい者差別解消推進事業	障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障がい者基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。	・センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自死リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。	健康福祉部	福祉課
	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	・就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱え、自死リスクが高まる場合もある。必要に応じて、本事業における就労支援と自死対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自死対策（生きることの包括的支援）にもなる。	健康福祉部	福祉課
	障がい児支援に関する事務	1. 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援等のサービスの支給決定。 2. 障がい児相談支援	・障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担がかかるのを防ぎ、結果として保護者の自死リスクの軽減にも寄与する。	健康福祉部	福祉課
	安来市中心身障害児地域療育活動総合援助事業	心身障がい児が地域の中で幸福に生活できる地域づくりを推進するとともに、身近な地域で心身障がい児地域療育・援助システムの充実を図る。	・障がい児（者）と暮らす家族同士が集うことで、家族の精神的な負担軽減につながる。 ・行政との連携を図ることで、必要なサービスや手当等の相談にもつながりやすい体制が構築される。 ・障がい児（者）に関わることで支援者の人材育成にも繋がる。	健康福祉部	福祉課
	安来市障がい者等総合支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワーク構築	・医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自死対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤となる。	健康福祉部	福祉課
	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置	・虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背景にある様々な問題を察知し、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援への接点）となる。	健康福祉部	福祉課
障がい者基幹相談支援センター事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターを運営する。	・センターで相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自死対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながる。	健康福祉部	福祉課	

担当部	事業名	事業概要	自死対策の視点を加えた事業効果等	担当部署	担当課
健康福祉部	障がい者相談員による相談業務（身体・知的障がい者相談員）	行政より任命した障がい者相談員による相談業務	・地域で生活する障がい者は、生活上の様々な困難に直面する中で、自死のリスクが高まる場合もある。相談員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、そうした状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる。	健康福祉部	福祉課
	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給	・家族との離別・死別を経験している場合、自死のリスクが高まる場合がある。扶養手当の支給機会を、自死のリスク回避のための接触窓口として活用する。	健康福祉部	福祉課
	母子生活支援施設措置費	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	・母子家庭は経済的困窮をはじめ様々な困難を抱えて、自死リスクが高い場合がある。施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自死リスクの軽減にもつながる。	健康福祉部	福祉課
	母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。	・自立支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自死リスクの高いひとり親家庭を、他の機関へつなぐ等の対応の強化につながる。	健康福祉部	福祉課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。	・家庭生活支援員から必要と思われる対象者に、相談先一覧のリーフレット等を配布してもらうことで、生きることの包括的支援に関わる情報を直接届けていくことができる。 ・ひとり親家庭を訪問する家庭生活支援員から、支援を必要とするひとり親の早期発見と必要な支援先へのつなぎ等が行われるよう連携をとっていく。	健康福祉部	福祉課
	手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	・手話奉仕員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、障がい者が問題を抱えて自死リスクが高まった場合には、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	健康福祉部	福祉課
	手話通訳者等派遣事業	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	・通訳者や奉仕員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の自死リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる。	健康福祉部	福祉課
	生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業等）	子どもの学習支援事業等	・子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につながる機会、接点となる。	健康福祉部	福祉課
	安来市発達障害児支援事業（発達支援ルームにここに）	就学前の発達障がい、または発達障がい（疑）のある方とご家族・支援者を対象に、保護者とともに特性の理解や関わり方等を学び、当該児の心身の発達を支援する。	・日常生活で様々な育てにくさを感じる子を養育する家庭は、相談の機会を持つことができず、一人で抱え込むことが多く、精神的に疲弊することがある。 ・早期から療育支援を開始することで子どもの発達支援のみならず、保護者の抱える問題を把握でき、適切な情報提供や支援機関につなぐことができる。	健康福祉部	福祉課
	子育て支援関係連絡会	子育て支援拠点のネットワークを推進し、多様な情報発信とさまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、子育て支援サービスの充実を図る。	・子育て支援を行う関係団体同士のネットワークを強化していくことは、自死のリスクを抱えた保護者の早期発見と支援の強化にもつながる。	健康福祉部	子ども未来課
つどいの広場事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	・周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦（特に妻）にかかり、自死のリスクが高まる恐れもある。保護者が集い交流できる場を設けることで、リスクの軽減に寄与するとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につながる接点にもなる。	健康福祉部	子ども未来課	

担当部	事業名	事業概要	自死対策の視点を加えた事業効果等	担当部署	担当課
健康福祉部	児童家庭相談窓口の設置 (総合相談及び情報提供)	子ども及び妊産婦家庭に関する総合相談及び情報提供	・妊産婦や子育て中の保護者からの育児等に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら対応することで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見することが可能となり、自死リスクの軽減にもつながる。	健康福祉部	子ども未来課
	ショートステイ事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	・子どもの一時預かりは、家庭状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となる。	健康福祉部	子ども未来課
	ファミリー・サポート・センターの運営	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織の相互援助活動に関する連絡、調整を行い。地域において。安心して子育てできる環境を整備する。	・会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関連する悩みや自死リスクの把握についての理解が深まり、必要により専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる。	健康福祉部	子ども未来課
	母子保健 (母子健康手帳交付等)	1. 母子健康手帳交付 2. 妊婦・産婦健康診査、マタニティ教室及び妊婦歯科検診	・保健師を対象に、自死のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自死対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	健康福祉部	子ども未来課
	母子保健 (はじめての子育て教室)	子育ての不安・悩みをお互いに話をしあい、子育ての負担感の軽減を図り、育児不安・ストレス相談を行う。	・産後うつや育児によるストレス等は母親の自死リスクを高める場合がある。早期の段階から専門家が関与し、育児不安を解消することでそうしたリスクを軽減させるとともに、必要により他の専門機関へつなぐなどの対応を推進することで、生きることの包括的支援の推進にもつながる。	健康福祉部	子ども未来課
	母子保健 (発達相談事業)	乳幼児健診等で発見された精神発達や運動発達に支援を必要とする乳幼児や、発達に不安を持つ家族及び関係機関からの相談に対して、専門スタッフによる二次健康診査や発達相談等の支援を行う。	・子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。 ・必要時には別の関係機関へつなぐ等の対応を取ること、包括的な支援を提供し得る。(※そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る)	健康福祉部	子ども未来課
	母子保健 (妊産婦支援)	妊娠期からの早期支援(妊娠届時にアンケートの実施や保健師等の面接等)を実施し、その後の妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援充実への端緒とする。	・妊産婦、子育て中の保護者に対するリスクの把握、切れ目のない多様な支援は、生きることの包括的支援(自死対策)にもなる。 ・必要時には別の関係機関へつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	健康福祉部	子ども未来課
	離乳食教室	離乳食に関する健康教室・相談会を開催する。	・離乳食の相談を通じて、その他の不安や問題等についても聞き取りができれば、問題を早期に発見し対応するための機会となる。 ・妊産婦への支援の充実、新しい自殺総合対策大綱でも重点項目の1つとして明記されている。	健康福祉部	子ども未来課
	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画の推進を図る。	・子ども・子育て支援事業と自死対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ることができる。	健康福祉部	子ども未来課
	乳幼児健康診査	乳幼児の健康診査(4か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児)により、成長・発達に関する支援を行う。	・子どもに対する診察、歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となる。 ・貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援(自死対策)にもなる。	健康福祉部	子ども未来課
保育の実施(公立保育園・私立保育園など)	1. 公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施 2. 保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談 保育料の納付相談 (1) 保育所等による保育料納入奨励指導 保育所長等により、催告状や口座振替不能の際の納入通知書を保護者へ手渡すとともに、滞納者への保育料の納入を呼びかける。(委託) (2) 納入しやすい環境整備 保育料の滞納縮減に努めるとともに、納入しやすい環境を整える。	・納付相談や保育相談を通じて保護者の自死リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	健康福祉部	子ども未来課	

担当部	事業名	事業概要	自死対策の視点を加えた事業効果等	担当部署	担当課
健康福祉部	健康増進計画推進事業	1. 計画の推進 健康推進会議の運営 (1) 総会・各部会の開催、実績・次年度計画 (2) 各地区活動 2. 計画の周知・広報 関係機関と連携し、計画に基づく取組の周知・広報を行う。	・各会議の場において、自死対策（生きることの包括的支援）を取り上げることで、住民への周知、啓発の機会になる。 ・計画の次期改定の際には、このたびの自死対策計画との連動性を高めていくことができる。	健康福祉部	いきいき健康課
	在宅当番医制事業	休日・夜間の急病患者に対する応急診療を実施する。	・診療時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自死リスクにかかわる問題を抱えているケースもあることが想定される。ケースによっては必要な支援先につなぐ等の対応を取るなど、自死対策と連動させることでより効果的な支援になる。	健康福祉部	いきいき健康課
	新任保健師育成支援事業	保健師指導者、プリセプター等が実際の保健指導の現場において、必要な助言の提供等を通じて新任保健師を育成する。新任保健師が地域保健従事者として必要な基本的能力、行政能力、専門能力を習得できるよう指導的責任を持つ。	・保健師業務に関する指導の中に、自死対策に関する内容を入れることにより、新任時より自死対策の視点をもって、地域住民の支援に当たることができるようになる。	健康福祉部	いきいき健康課
	特定健診・特定保健指導	特定健診・特定保健指導（国民健康保険、後期高齢者医療保険、生活保護受給者）	・健康診断の機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、支援への接点となる。	健康福祉部	いきいき健康課
	食生活改善推進員養成講座	食生活改善推進員の養成（20時間以上の講習が必要）を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指す。	・食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えて自死のリスクが高い人があると考えられる。 ・推進員の養成講座の中に、自死対策の視点を取り入れることにより、推進員が自死リスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるようになる。	健康福祉部	いきいき健康課
	食生活改善事業	生活習慣病を予防するため、「食」を通して適塩や野菜摂取の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。	・食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題により自死のリスクが高い人もあると考える。 ・各種イベントにおいて、生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自死リスクの高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等接点とする。	健康福祉部	いきいき健康課
建設部	公園の管理及び設置に関する事務	・公園の管理に関する事務 ・公園施設の維持補修に関する事務 ・公園の整備に関する事務	・地域内の公園施設において自死が発生した場合および公園の点検・巡回時などに要支援者を発見した場合は、支援部局に連絡するなど、連携した対策を講じていく。自死発生個所の地理的要因を分析し、その情報を共有するとともに、具体的な連携方法（巡回等）の検討を行う。	建設部	土木建設課
	土木管理に関する事務	道路及び河川使用の適正化指導に関する事務（ホームレスへの対応等）	・ホームレスは、自死のリスクが高い場合がある。様々な関係機関の職員が一緒に巡回し必要な支援を提供することが、自死リスクの高い層にアウトリーチする施策として重要である。	建設部	土木建設課
	公営住宅の提供	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する。	・住居は生活の基盤であり、提供できる住宅を確保する必要がある。	建設部	建築住宅課
教育委員会	放課後児童健全育成事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学校の余裕教室等で保育する。	・学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になる。	教育委員会	教育総務課
	学校における働き方改革関連事業	教職員のライフ・ワークバランスの向上と学校教育の質の向上を図る。	・教職員のケアという観点から、当該事業を支援に向けた一施策として展開する。	教育委員会	学校教育課
	部活動地域指導者派遣事業	運動部、文化部を有する中学校で、専門的な技術指導力を備えた適切な指導を必要とする学校に地域指導者を派遣することで、教職員の負担軽減などの働き方改革に伴う部活動の適正化を進める。また、部活動の活性化及び技術力の向上、地域社会との連携を図る。	・部活動の指導は、多忙な教員にとって少なからず負担となっている側面がある。地域住民と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援（支援者への支援）を強化する。	教育委員会	学校教育課

担当部	事業名	事業概要	自死対策の視点を加えた事業効果等	担当部署	担当課
教育委員会	特別支援教育事業	特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活の中で様々な困難を抱える可能性が想定される。各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減する。 ・児童・生徒の保護者の相談に応じることにより、保護者自身の負担感の軽減に寄与する。 	教育委員会	学校教育課
	学級満足度調査	児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善する。	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的指標として調査結果を活用することにより、児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要により適切な支援につなげる接点、参考情報になる。 	教育委員会	学校教育課
	図書館の管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民の生涯学習の場としての読書環境の充実 2. 講演会・お話し会等の開催など教育・文化サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用できる。実際に、図書館で自殺対策（生きることの包括的な支援）関連の展示やリーフレットの配布を行っている自治体は少なくない。 ・学校に行きづらいている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となる可能性もある。 	教育委員会	文化課
	文化ホールの運営管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自主事業のイベントによる文化サービスの提供。 2. アルテピアパートナーズクラブ会員の充実。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自死対策（生きることの包括的な支援）関連の展示やリーフレットの配布により住民への情報周知に寄与する。 ・つながりが途絶えた人たちの集える場の一つとして、アルテピアパートナーズクラブに加入することで、自死のリスクの軽減を図れる可能性がある。 	教育委員会	文化課
消防本部	応急手当講習	受講者に対して、救命の連鎖とその場に居合わせた人への役割について講習を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当講習の受講者が自死やメンタルヘルスに対して問題を抱えている場合は、適切な窓口や支援先につながる等、職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担い、いのちの大切さについて啓発を行う。 	消防本部	警防課

第4章 安来市の自死対策推進体制

1. 計画の推進体制

自死対策は、家庭や学校、地域、職域など社会の全般に関係しており、総合的な対策を推進するためには、他分野の関係機関・団体の連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。

自死対策を推進するために安来市自死対策庁内連絡会議、安来市自死対策会議を開催し、庁内関係課および関係機関・団体と連携して推進します。

2. 計画の進行管理

本計画を推進するために、毎年度の事業計画を策定し、その事業の実施を通じて課題の評価を行います。

3. 計画の見直し

本計画は、自死をめぐる状況の変化や目標の達成状況を踏まえ、おおむね5年に一度を目安として、見直しを行います。

第5章 資料編

安来市自死対策会議委員名簿

(敬称略)

	関係団体名	役職名	氏名
1	松江市・島根県共同設置松江保健所	所長	竹内 俊介
2	安来市医師会	理事	杉原 徳郎
3	安来警察署	生活安全課長	藤田 達也
4	松江公共職業安定所安来出張所	出張所長	永瀬 浩嗣
5	安来商工会議所	主事	河野邦江(～R6. 1. 14)
		事務局長	渡部 仁(R6. 1. 15～)
6	安来市商工会	事務局長	石原 敬治
7	島根県農業協同組合やすぎ地区本部	企画総務部長	矢田 篤
8	安来市社会福祉協議会	事務局長	田中 正美
9	安来市労働組合協議会	事務局長	井上幸雄(～R6. 1. 14)
		事務局長	加藤靖弘(R6. 1. 15～)
10	安来市民生児童委員協議会	副会長	吉田 雅由
11	安来市健康推進会議	副会長	須藤 操
12	安来市立病院	事務部長	田中 将志
13	安来市教育委員会	安来市教育委員	寺田 禎

事務局	安来市健康福祉部	部長	吉野 文康
	いきいき健康課	課長	前田万智子
		係長	水口 恵美
		主幹	松浦 志穂
		課長	石原 陽介
	福祉課	係長	岩崎 幸雄
		主任主事	加納 雄大

安来市自死対策庁内連絡会議委員名簿

課名	役職名	氏名
人事課	課長	宇名手由子
地域振興課	課長	細田 浩
税務課	課長	宮本 俊幸
人権施策推進課	課長	加藤 直子
やすぎ暮らし推進課	課長	淀谷 正臣
子ども未来課	課長	藤原 聖美
介護保険課	課長	内藤有里子
学校教育課	課長	椿 英隆
消防本部警防課	課長	細田 将之

事務局	いきいき健康課	課長	前田万智子
		係長	水口 恵美
		主幹	松浦 志穂
	福祉課	課長	石原 陽介
		係長	岩崎 幸雄
		主任主事	加納 雄大

第2次安来市自死対策計画

発 行
問い合わせ先

島根県安来市
安来市健康福祉部いきいき健康課
〒692-0404
島根県安来市広瀬町広瀬 1930-1
TEL (0854) 23-3220 FAX (0854) 32-9230